改定 あわら市

都市計画マスタープラン

2017～2025

THE AWARA CITY URBAN MASTER PLAN

目　　次

全 体 構 想 ･･･ 1

序章　都市計画マスタープランの概要･････････････････････ 1

1）計画の背景と目的 ･････････････････････････････････ 1
2）計画の役割と効果 ･････････････････････････････････ 1
3）計画の目標年次と対象地域 ･････････････････････････ 2
4）計画の構成 ･･･････････････････････････････････････ 2
5）計画の体系と位置付け ･････････････････････････････ 3

第１章　都市の特性と課題 ･･････････････････････････････ 5

1）都市の特性 ･･･････････････････････････････････････ 5
2）都市づくりの課題 ･････････････････････････････････ 9

第２章　都市の将来像 ･･････････････････････････････････ 11

1）自然特性と歴史的・文化的な背景 ･･････････････････ 11
2）広域的な位置付け ･････････････････････････････････ 12
3）都市の将来像とまちづくりの基本目標 ･･････････････ 13
4）将来の都市構造 ･･･････････････････････････････････ 14
5）将来フレーム ･････････････････････････････････････ 16
6）まちづくりの基本戦略 ･････････････････････････････ 18

第３章　まちづくりの個別方針 ･･････････････････････････ 24

1）土地利用の方針 ･･･････････････････････････････････ 24
2）交通ネットワークの方針 ･･･････････････････････････ 32
3）水と緑のネットワークの方針 ･･･････････････････････ 43
4）景観づくりの方針 ･････････････････････････････････ 51
5）公共公益施設の方針 ･･･････････････････････････････ 57
6）下水道の方針 ･････････････････････････････････････ 59
7）都市基盤の長寿命化の方針 ･････････････････････････ 62
8）防災のまちづくりの方針 ･･･････････････････････････ 63

実現に向けて　・・・

全　体　構　想

序章　都市計画マスタープランの概要

１）計画の背景と目的

1992 年（平成４年）の都市計画法改正により、同法第 18 条の２に「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」の策定が義務付けられています。

あわら市では、2006 年（平成 18 年）11 月に合併後の都市の将来像やまちづくりの基本戦略を明確にした「あわら市都市計画マスタープラン」を策定し、その実現に向けて都市計画に関する施策や事業を進めてきました。

策定から 10 年あまり経過した現在、少子高齢化や都市運営コストの増大等は、想定を上回る速度で進行しています。

一方、2014 年（平成 26 年）８月には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、市町村都市計画マスタープランの高度化版としての立地適正化計画を作成することができるようになりました。

今回の改定は、こうした社会背景をもとに、今一度、都市の将来像やまちづくりの基本戦略を再確認し、より住みやすい、住み続けられる都市の実現を目指して、当初計画の中間年次での検証を行うものです。

２）計画の役割と効果

この計画の役割と効果は、以下の４つです。

目指すべき都市の将来像を具体的に示す

市町村の独自性が発揮できるとともに、目指すべき都市の将来像と実現のための取組が明らかになります。

地域住民の理解と認識を深める

地域住民の都市計画への参加をしやすくするとともに、住民の意見・意向を尊重した、地域からの主体的なまちづくりにつながります。

個々の都市計画と相互に整合性を図る

都市の将来像に基づく土地利用、交通、公園・緑地などの個別の都市計画について、一体的かつ効果的な計画の推進につながります。

個々の都市計画の決定・変更の指針となる

個々の都市計画の決定や変更について、土地利用方針や地区ごとの課題に対応した整備方針や変更の際の指針となり、全体的な視点を踏まえた整備の根拠となります。

３）計画の目標年次と対象地域

本計画は、おおむね 20 年後の 2025 年度を目標年度とし、2006 年（平成 18 年）度から 2025 年度までの 20 ヵ年を計画期間とします。また、個別分野における都市施設などにおいては、中間年次で上位関連計画の改定や社会情勢の変化を踏まえて、今回の改定で検証、見直しを行うとともに、後半の 10 ヵ年を計画期間とします。

なお、計画策定後に、福井県都市計画区域マスタープランなどの関連計画や関連法案の見直し、大規模プロジェクトの発生など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した時には、適宜、柔軟に見直すこととします。

対象地域は、市全域とします。

４）計画の構成

この計画は、「全体構想」「地域別構想」「実現に向けて」の３部門により構成します。

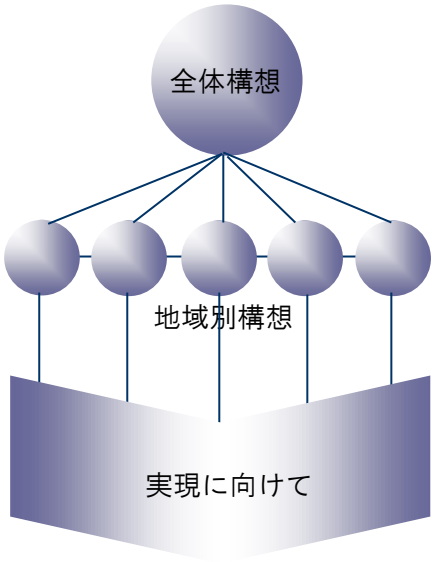

○全体構想

都市の将来像、基本目標、都市計画の基本戦略や個別の方針など、都市計画の基本的な方向性を示します。

○地域別構想

都市を５つの地域に区分し、地域ごとの問題や課題を踏まえ、地域づくりの目標や基本方針を明らかにします。

○実現に向けて

都市の将来像を実現するに当たって、市民が主体となったまちづくりの行動指針や整備プログラムを明確にし、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながらともに進めるまちづくりの手法や体制を明らかにします。

なお、今回は全体構想における個別分野を中心とした改定となっており、20 ヵ年を計画期間としている地域別構想内の目標及び基本方針については、当初の計画通り推進していきます。

５）計画の体系と位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画である総合振興計画に即し、他部門の各種計画との連携をとりながら、土地利用、都市計画道路、公園・緑地など、主に都市計画に関する個別分野の基本方針を定めるものです。

他の計画も含めて都市計画マスタープランの位置付けを表すと、下図のようになります。

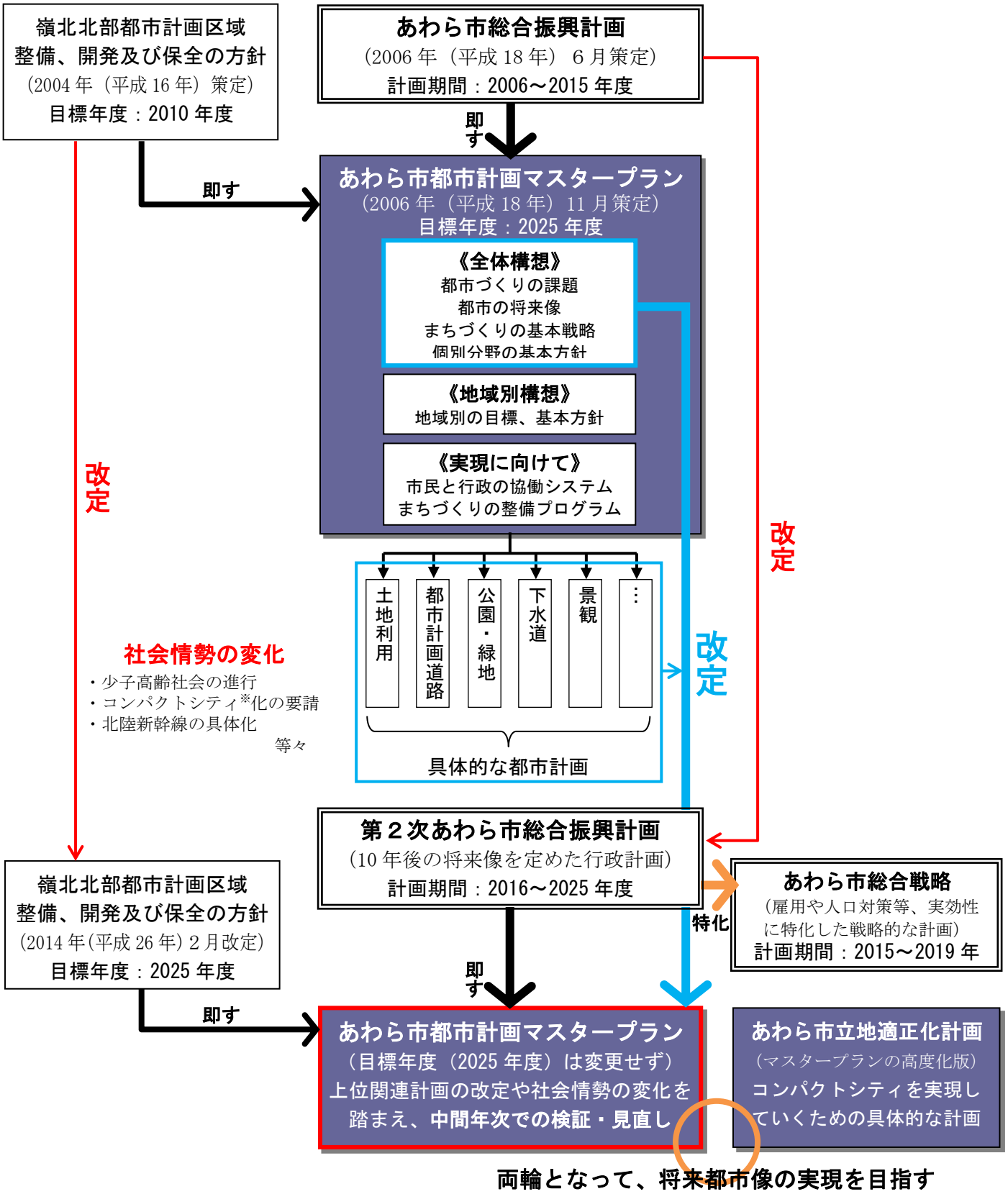

■　都市計画マスタープランの全体構成図

全体構想（都市全体のまちづくりの方針）

都市の将来像（目指すべき将来の都市像）

多彩な自然と温泉情緒が誘（いざな）う　生活感動都市

まちづくりの基本目標

（各分野におけるまちづくりの基本目標）

□環境、土地利用、景観

□農業、商業、観光、工業

□市街地、住環境、公園・緑地、都市機能

□交通、防災

まちづくりの個別方針

（各分野におけるまちづくりの基本方針）

土地利用　交通　水と緑　景観　公共公益施設　下水道　防災

まちづくりの基本戦略

（計画的、重点的、戦略的に取り組むまちづくりの具体的なイメージを抽出）

1　自然や歴史を舞台に出会いと美しい景観を創出するまちづくり

2　地域資源の連携による活力とにぎわいのあるまちづくり

3　福井県の北の玄関口にふさわしいＪＲ芦原温泉駅周辺のまちづくり

4　魅力的な空間と回遊性の創出による歩いて愉（たの）しい温泉街づくり

5　人と拠点を結ぶ安全で快適なネットワーク型まちづくり

地域別構想（地域ごとのまちづくりの方針）

里方地区　温泉・山方・

金津地区

伊井地区　本荘・新郷・

細呂木・吉崎地区　北潟・波松・

坪江・剱岳地区

実現に向けて（都市計画マスタープランの実現方策や役割分担）

1　市民と行政の協働によるまちづくりの推進

2　まちづくりの主要方策と整備プログラム

第１章　都市の特性と課題

都市の現況や社会情勢、本市の特性を踏まえ、都市づくりの課題を示します。

１）都市の特性

（１）人口

2015 年（平成 27 年）現在の国勢調査によると、総人口は、1995 年（平成７年）から減少傾向にあり、2015 年現在で 28,729 人となっています。

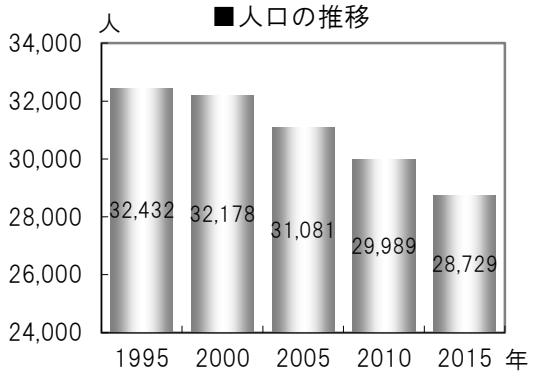

（資料：国勢調査）

（２）世帯数・世帯人員

2015 年（平成 27 年）現在の国勢調査によると、世帯数は一貫して増加傾向にあります。世帯分離が進んでおり、１世帯あたりの人員は減少傾向が続いており、核家族化、世帯人数の少人数化が進行しています。

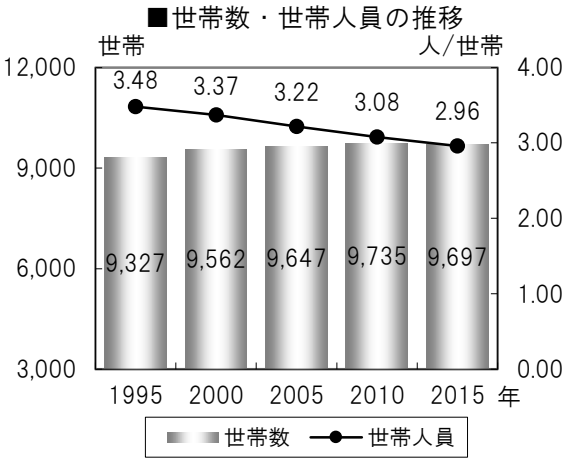

（資料：国勢調査）

（３）年齢階層別人口

2015 年（平成 27 年）現在の国勢調査によると、年少人口（14 歳以下）の割合は、11.5%、老年人口（65 歳以上）の割合は 30.9%であり、少子高齢化が進行しています。

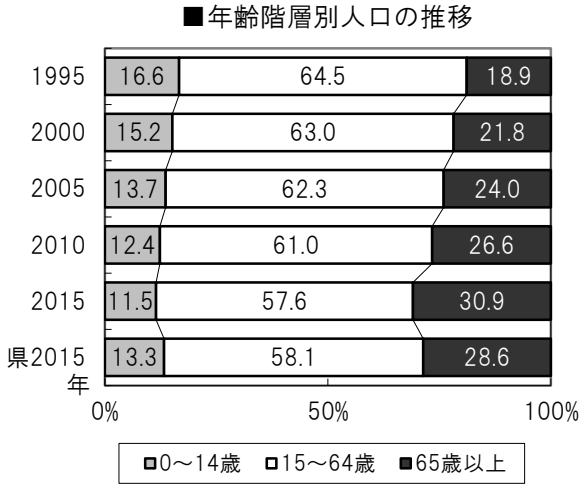

（資料：国勢調査）

（4）人口動態

住民基本台帳によると、自然動態は、出生数が死亡数を上回る自然増の状態を維持していましたが、近年は自然減のまま推移しています。

社会動態は、転入数の減少により、近年は社会減が続いています。

■人口動態の推移

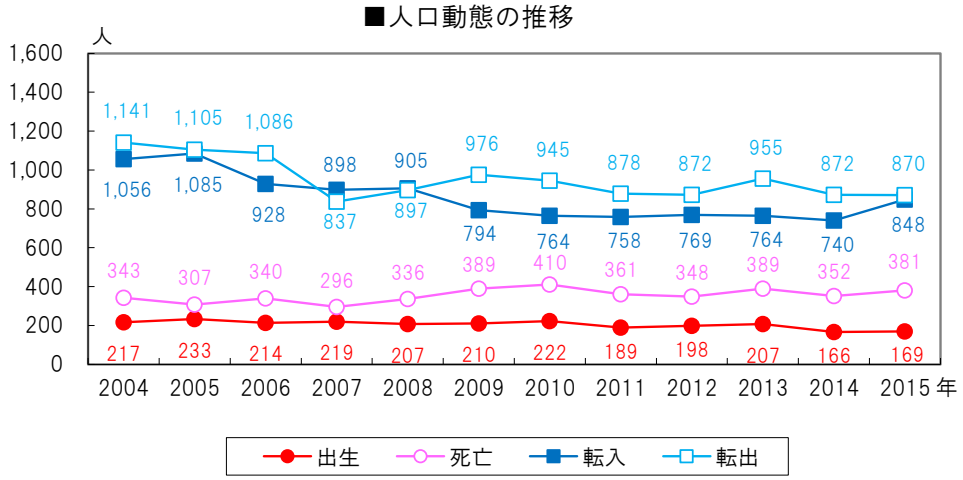

（資料：住民基本台帳）

（5）昼間人口比率

国勢調査によると、夜間人口（居住人口）に、通勤・通学の流出入を加減した昼間人口は、2010 年（平成 22 年）現在で 28,284 人となっています。また、昼間人口比率は、94.3 となっており、2000 年（平成 12 年）と比較して 2.1 ポイント上昇しているものの、依然として流出超過となっています。

■流入出の状況

年	夜間人口	流入人口	流入 1位	流入 2位	流出人口	流出 1位	流出 2位	昼間人口	昼間人口比率
2000	32,178	5,627	三国町 1,300	福井市 1,151	8,130	福井市 3,439	三国町 1,407	29,675	92.2
2010	29,989	6,341	坂井市 3,864	福井市 1,534	8,046	坂井市 3,529	福井市 3,426	28,284	94.3

（資料：国勢調査）

昼間人口比率：夜間人口 100 人あたりの昼間人口の比率を示す。100 を超える都市は、周辺都市から雇用を受け入れている状態にある。

（6）産業別就業人口

2010 年（平成 22 年）の国勢調査によると、2010 年の就業人口は、15,513 人であり、総人口の 51.7%となっています。福井県全体と比較して、第１次産業の就業者比率が大きく、第３次産業の就業者比率が小さい点が特徴的です。

経年的には、第１次産業、第２次産業の比率が低下し、第３次産業の比率が増加しつつあります。

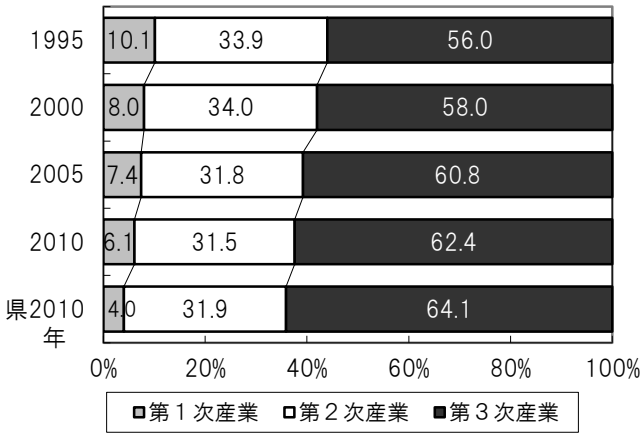

（資料：国勢調査）

（7）農業

2015 年（平成 27 年）の農家数は 958 戸であり、総世帯に占める割合は、9.9%となっています。2010 年（平成 22 年）の農家人口は 4,110 人であり、総人口の 13.7%となっています。

経年的には、農家数、農家人口とも減少傾向にあり、2005 年（平成 17 年）の農業産出額については 43.4 億円で、経年的に減少傾向にあります。

■農家数、農家人口の推移

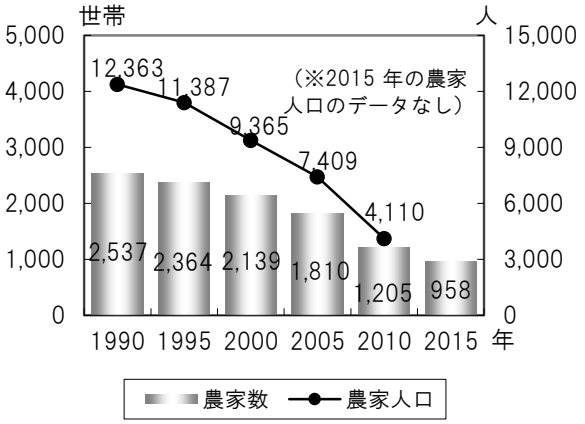

（資料：世界農業センサス）

■農業産出額の推移

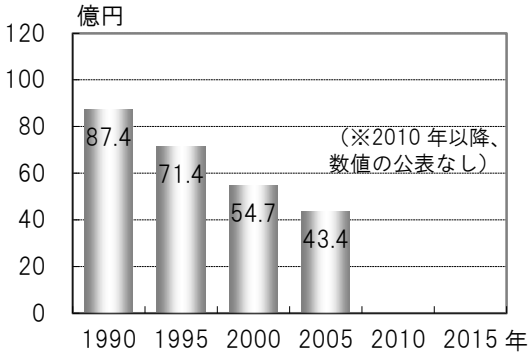

（資料：北陸農政局）

（8）工業

2014 年（平成 26 年）の事業所数は 79 事業所、従業員数は 3,876 人であり、経年的には事業所数は減少傾向にありましたが、近年は下げ止まりの傾向が見られます。従業者数も減少傾向にありましたが、2014 年にはやや増加しています。

2014 年（平成 26 年）の製造品出荷額等は 1,766.9 億円であり、経年的にはおおむね増加傾向にあります。

■事業者、従業者数の推移

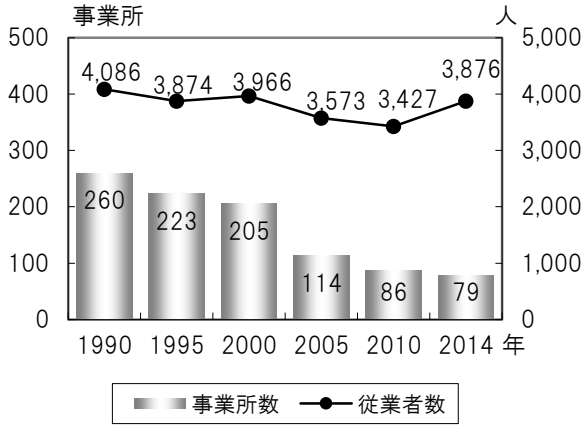

（資料：工業統計調査）

■製造品出荷額等の推移

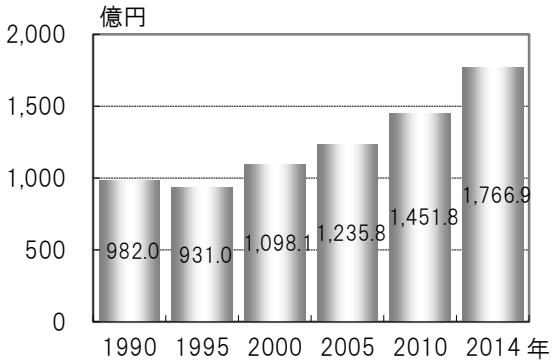

（資料：工業統計調査）

（9）商業

商店数、従業員数ともに減少傾向にあり、2014 年（平成 26 年）には商店数が 256 店、従業員数が 1,373 人となっています。

年間商品販売額は、2014（平成 26 年）で 263.0 億円であり、2002 年（平成 14 年）の 270.3 億円からほぼ横ばいで推移しています。

■商店数、従業者数の推移

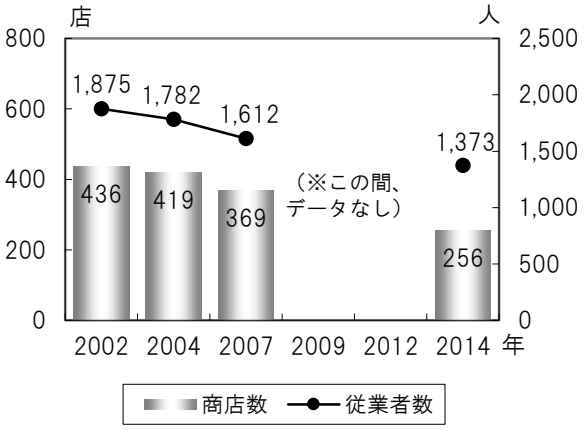

（資料：商業統計調査）

■商品販売額の推移

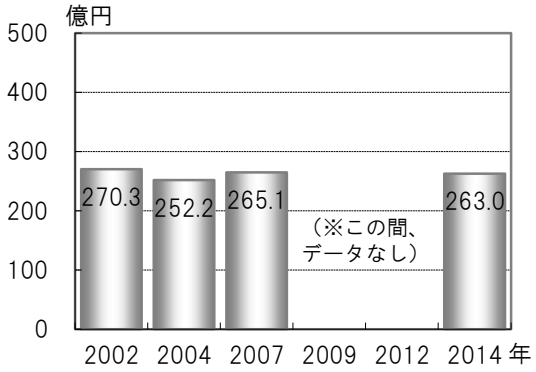

（資料：商業統計調査）

(10) 観光

あわら市全体の観光入込み客は、緩やかな減少傾向にありましたが、2011 年（平成 23 年）以降は増加する傾向にあります。

主要観光地における過去 10 年間の観光客数は、吉崎御坊では減少していますが、他は増加しています。

■年間観光客入込み数の推移

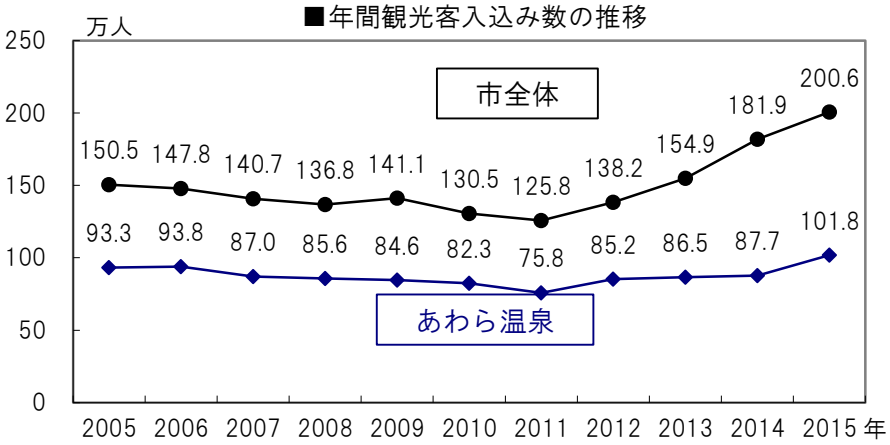

（資料：福井県観光入込客数（推計））

■主要観光地と入込み客数

主要観光地	年間入込み客数（人）	
	2005 年（平成 17 年）	2015 年（平成 27 年）
あわら温泉	933,000	1,018,000
セントピアあわら	69,000	85,000
北潟湖畔	105,000	126,000
吉崎御坊	112,000	84,000
金津創作の森	125,000	127,000

（資料：福井県観光入込客数（推計））

２）都市づくりの課題

■　人口減少時代における集約型の都市づくり

我が国の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて急速に増加し、一貫して増加基調を継続してきましたが、2004 年（平成 16 年）を頂点に減少へと転じ、今、まさに社会の構造が根本から変わる大きな転換期を迎えています。人口増加を前提に都市の拡大・成長の時代につくられた都市計画の制度は、こうした時代の変化にあって機能に限界を生じており、人口減少時代において、的確に機能を果たせる制度への再構築が進められています。

都市を取り巻く状況をみると、少子・高齢化の一層の進行、地球規模の環境問題・エネルギー問題の深刻化、厳しい財政的制約など、社会・経済の根底をなす変化が進行しており、従来の開発型・拡散型の都市構造から集約型の都市構造への転換が求められています。

一方、国においては、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域が自らの地域資源を活用して、将来に向かって活力ある地域社会を創造することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法（2014 年（平成 26 年）11 月）」を施行し、今後の「地方創生」の方向性を示しました。本市においても、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、あわら市版の人口ビジョン、総合戦略を策定したところです。

このような中、まちづくりの分野においては、子どもから高齢者まであらゆる世代が暮らしやすい生活基盤の確保、環境負荷やエネルギー消費の抑制、効率的な公共投資や公共公益サービスの提供、建築物や公共施設等の既存ストックの有効活用などに先行的、戦略的に取り組むことが重要となっています。特に、本計画策定当初の想定をやや上回る速度で人口減少が進行していることから、日常生活に必要な機能が集積し、住み、働き、訪れる人が交流する、魅力あるコンパクトシティへと転換していくことが喫緊の課題となっています。

■　美しい風景、景観のまちづくり

我が国のまちづくりにおいては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、日本古来の風景への配慮を欠いた、雑然とした無個性・画一的な景観がはん濫しています。近年では、国民の価値観も変化し、生活空間の質的向上が求められています。

こうした背景を受け、我が国で初めての総合的な景観の法律となる景観緑三法※が制定され、自然景観の保全および地域の歴史文化に根ざした街並みや建造物の保全・復元整備が各地で進められています。

本市においても、2012 年（平成 24 年）３月に「あわら市景観計画」を策定し、地域の景観特性を踏まえて具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて定め、市民と行政と事業者による協働の景観まちづくりに取り組んでいます。

本市は、白砂青松が続く波松海岸、刈安山・風谷峠・剱ヶ岳、なだらかで美しい北部丘陵地、北潟湖、広大な田園地帯と、多様な自然が一つの都市に凝縮されています。また、130 余年の歴史を持つあわら温泉や北陸街道、宿場町としての歴史の面影を残す金津市街地、蓮如

上人のゆかりの地である吉崎など、歴史的資源も豊富です。今後も「あわら市景観計画」に基づき、これら貴重な自然風景、歴史遺産を、わがまちの貴重な景観資源として保全、活用し、次世代へと継承していくことが重要となっています。

■　戦略的な中心市街地の再生

これまで、中心市街地においては、まちづくり三法※に基づき数多くの地域が中心市街地の活性化に取り組んできましたが、目に見える効果は少なく、衰退の要因を踏まえた改正がなされています。この中心市街地衰退の要因には、郊外居住の社会風潮、モータリゼーションの進展、学校・病院・社会福祉施設・役所などの公共公益施設の郊外移転、大規模集客施設等の郊外開発によるまち自体の郊外化、住民・消費者ニーズのかい離など、多くの要因が挙げられています。

芦原市街地は、旅行志向の変化により、1991 年（平成３年）をピークに温泉街への観光客が減少傾向にあり、商店や飲食店の減少による衰退からまちとしての魅力が低下していましたが、あわら温泉に回遊性を持たせることを目的に、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくりを進めてきました。

金津市街地は、商業者の高齢化、後継者不足の影響で資本投資が少なく、結果として店舗の老朽化や空き店舗が増加し、中心市街地の空洞化、活力の低下が生じています。一方、2023 年春の北陸新幹線金沢・敦賀間の完成・開業が決定したことから、これを契機とした質の高い生活空間・日常サービス機能の充実による再生が求められています。

こうした状況の中、芦原市街地と金津市街地の二つの市街地は機能分担と連携による相乗効果の創出が重要となっており、芦原市街地の「にぎわい・交流機能」、金津市街地の「生活・教育・福祉・歴史・文化・都市・行政サービス機能」といった機能の集約や役割を明確にすることが求められています。

新幹線駅の開設は、金津市街地の活性化の契機であるとともに芦原市街地の「にぎわい・交流機能」の契機でもあり、連携することによる相乗効果が期待されます。そのためには目的地としてのあわら温泉の活性化に戦略的、段階的に取り組むことが急務であり、市民・地権者、商業者、専門家、大学等の多様な人材による住民参加型のまちづくり組織の構築が重要となっています。

■　地域資源を結ぶ軸の構築

本市は、合併により多様な資源を有することとなり、これらの資源を連携させることで、自然や芸術、創作活動をテーマにした、滞在型、回遊型の都市づくりの可能性が大きく広がりました。

この都市づくりを進めるには、住民の日常的な動きや観光客らの動きを踏まえた市内を回遊しやすい軸を構築することが重要です。加えて高齢化、防災、景観など多面的な視点から、交通網の整備、魅力ある沿道景観を形成することが重要です。

また、学生や高齢者など、自動車を利用しない人の都市機能へのアクセスの確保や環境に負荷の少ない交通の実現のために、機能集約型の都市構造に即した日常生活を支える身近な公共交通体系の確立も重要となります。

第２章　都市の将来像

本市の自然特性と歴史・文化的背景、広域的な位置付けを踏まえ、市民と行政のまちづくりの方向性を共有するため、都市の将来像を定めます。

１）自然特性と歴史的・文化的な背景

（１）自然特性

本市の自然特性は、刈安山・風谷峠・剱ヶ岳からなる山々と波松海岸を両極に配し、山からも海からも夕日が見えるという共通の魅力を備えています。さらに、刈安山を背景に金津創作の森が位置し、波松海岸を背景に北潟湖が横たわる二層構成によって、深さと多様性を備えています。

その間を果樹園などからなる豊かな丘陵地が広がり、独特の美しい風景を醸し出しています。さらに南部に下ると、竹田川を挟んで広大な田園環境が広がり、２つの市街地が位置します。

このように、本市は、海岸と湖沼と河川の水辺・森林・丘陵地・田園という４つの多彩な自然構造を織りなしています。

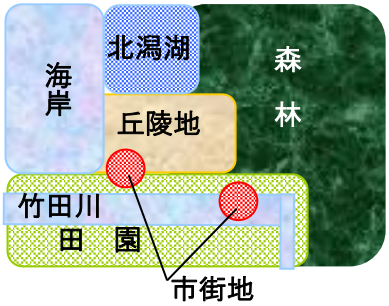

■本市の自然構造

（２）歴史・文化的背景

本市は、室町時代に蓮如上人によって開かれた吉崎御坊を最北端に構え、江戸時代に宿場町としても栄えた金津があり、これらは街道によって結ばれていました。また、金津には、竹田川の水運が開かれ、古代の製鉄所「たたら」から鉄（金）を津（湊）へ送っていました。このことが金津の地名の由来となっているように中世以前からの歴史的な重みを今に伝えています。

芦原温泉街は、かんがい用の井戸から湯が湧き出でたのが発祥で、三味線の音や芸妓が行き交う情緒溢れる温泉街へと発展しました。その後、昭和の大火の甚大な被害を乗り越えて「関西の奥座敷」と言われるまでの近代温泉観光地として復興し、この 130 余年を歩んできました。

芸術文化交流施設の金津創作の森は、広大な森の中にガラス、陶芸、絵画、竹人形など多分野で活躍する作家たちが住まい、アトリエを構え創作活動を行っている施設であり、芸術文化の気運を高め、新たな都市の文化の創造が期待されています。

２）広域的な位置付け

本市は、福井県の最北端に位置し、福井・坂井地域に含まれ、かつ金沢市、加賀市などの石川県との繋がりも強い地域です。

また、近隣市との繋がりも深く、福井、石川県境を越えて外国人観光客の誘致を促進するため、あわら市と勝山市、坂井市、永平寺町、加賀市の５市町で「越前加賀インバウンド推進機構」を設立し、観光資源の連携、情報発信などが行われています。

高速交通や情報伝達技術が発達した現代においては、より広域的な繋がりが求められ、古くから交流があった環日本海地域との交流や日本海沿岸の各都市との経済、観光、環境、文化などさまざまな分野での交流が重要となっています。日本海沿岸地域と信州・中京方面とのクロスポイントに位置する本市には、特に重要な役割が求められています。

■　あわら市の広域的な位置付け

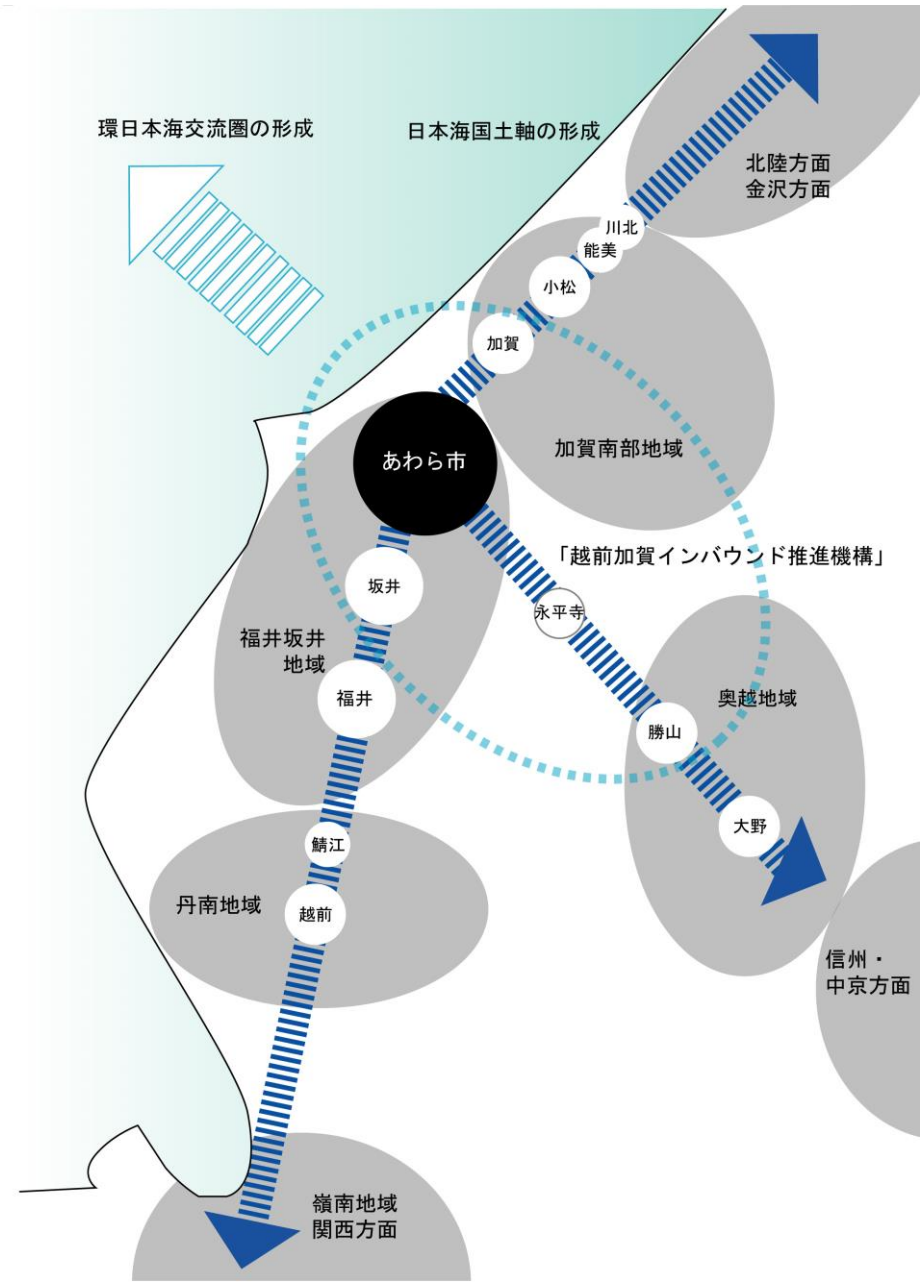

3）都市の将来像とまちづくりの基本目標

以下に、都市の将来像と各分野におけるまちづくりの基本目標を掲げます。

都市の将来像

『多彩な自然と温泉情緒が誘（いざな）う　生活感動都市』

豊かで多彩な自然環境、歴史文化と創造的な芸術文化、温泉情緒が息づく地域固有の資源を踏まえ、住む人も観光客も継ぎ目なく心地よい空間が体感でき、魅力と活力が凝縮した都市の創造を目指します。

多彩な自然と温泉情緒	森林、海岸、湖、河川、丘陵地、田園という豊かな自然のフィールドを舞台に、市民がいきいきと生活し、自然体験や芸術文化の創作活動、歴史や文化の探訪、温泉情緒を日々、満喫できるまちを目指します。
誘う	季節の移ろいや日常生活を通じて、住む人に日々小さな感動を誘い、美しい風景を通じて、訪れる人に新鮮な感動を誘うまちを目指します。
生活感動都市	生涯にわたって住み続けたいと思える生活空間と豊かなコミュニティがあり、かつ、この地を訪れる人が何日も滞在したくなるような、もてなしの心が宿る場所がある「永住」と「滞在」のまちを目指します。

まちづくりの基本目標

環境 土地利用 景観	都市の最も基礎となる自然環境は、次世代に受け継ぐべきかけがえのない資源として保全するとともに、多彩な特性を生かした美しい景観のまちづくりを目指します。
農業 商業 観光 工業	地域資源を生かし、農業や商業、工業、観光の相互連携により、活力が実感できる永住型のまちづくりおよび来訪者に感動をもたらす滞在型のまちづくりを目指します。
市街地 住環境 公園・緑地 都市機能	豊かな自然を背景に、居住機能と生活を支える都市サービス機能（公共施設や生活利便施設）が集積する、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めます。また、緑豊かな景観形成により、日々の生活に潤いをもたらす環境づくりを目指します。
交通 防災	新幹線駅の開業を踏まえ、広域的な移動から日常的な移動、緊急時の移動まで、人・もの・場所を有機的につなげる公共交通を基軸とした快適な交通ネットワークを整備するとともに、災害に強いまちづくりを目指します。

４）将来の都市構造

地形条件や自然条件を基本として都市の構造を明確にし、それぞれの固有の特徴や資源を生かしたまちづくりを進めます。

■　将来の都市構造図

都市の拠点と骨格軸

都市の将来像を実現するため、多彩な自然資源や歴史資源を市全体の魅力資源として位置付け、計画的かつ重点的な拠点づくりを進めるとともに、これらを相乗的、効果的に結ぶ骨格軸を形成し、まち全体の魅力と活力の向上を目指します。

都市の拠点	基本方針	資源
緑の交流拠点	自然の恩恵を生かした、自然体験学習や憩い、冒険、スポーツの拠点として位置付けます。	刈安山森林自然公園 トリムパークかなづ
親水拠点	身近に水辺を感じ、生活に潤いとやすらぎをもたらす拠点として位置付けます。	波松海岸 北潟湖畔公園、竹田川
歴史拠点	歴史を伝え、次世代に受け継ぐ学びと交流の拠点として位置付けます。	吉崎御坊
農文化拠点	農業風景を背景に、農業を通じて出会い、体験し、交流する拠点として位置付けます。	北部丘陵地、坂井平野
温泉文化拠点	日常と温泉文化、芸術文化が融け合う、緑連なる回遊拠点として位置付けます。	芦原温泉街
広域交流拠点	福井県の北の玄関口として、広域的・日常的な都市機能が集積する拠点として位置付けます。	JR 芦原温泉駅周辺
芸術文化交流拠点	豊かな森林環境の中で芸術文化に触れ、創作を通じて交流する拠点として位置付けます。	金津創作の森
産業拠点	環境と共生し、職住近接型の雇用の場として、都市の活力を生み出す拠点として位置付けます。	熊坂工業団地 金津中部工業団地 古屋石塚テクノパーク

都市の軸	基本方針	道路
広域連携軸	石川・富山方面、関西方面、中京方面を結ぶ高規格道路や広域幹線道路は、広域的な人や物の動きを支える広域連携軸として位置付けます。	北陸自動車道 国道８号 国道８号バイパス (都)金津三国線 (坂ノ下～三国市街地)
広域観光軸	加賀市や三国市街地、嶺南方面の自然・歴史資源を結ぶ広域観光軸として位置付けます。	国道 305 号
シンボル軸	ＪＲ芦原温泉駅を中心として、にぎわいと活力の軸として位置付けます。	(都)金津三国線 (JR 芦原温泉駅～坂ノ下)
都市景観シンボル軸	ＪＲ芦原温泉駅と芦原温泉街を結ぶ都市景観シンボル軸として位置付けます。	(市)金津芦原線 (市)芦原金津線
景観軸	都市の拠点間を快適に結ぶ景観軸として位置付けます。	(主)福井加賀線 (主)福井金津線 (県)芦原温泉停車場中川線 (県)トリムパークかなづ線 (市)滝高塚線 広域農道（フルーツライン）

（主）：主要地方道　（県）：一般県道　（市）：市道　（都）：都市計画道路の略

5）将来フレーム

（1）将来の人口の推計値

本市の人口は、2015 年（平成 27 年）には 28,756 人に減少しましたが、国立社会保障・人口問題研究所によると、2025 年には 25,842 人にまで減少すると予測されています。また、高齢化率（老年人口の比率）は、2020 年では 34.1%、2025 年では 36.0%に達することが予測されています。

一方、「あわら市人口ビジョン」では、「第２次あわら市総合振興計画」や「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業や施策を強力に推し進めることにより、2025 年の人口を 26,418 人、2040 年の人口目標を約 23,000 人としています。

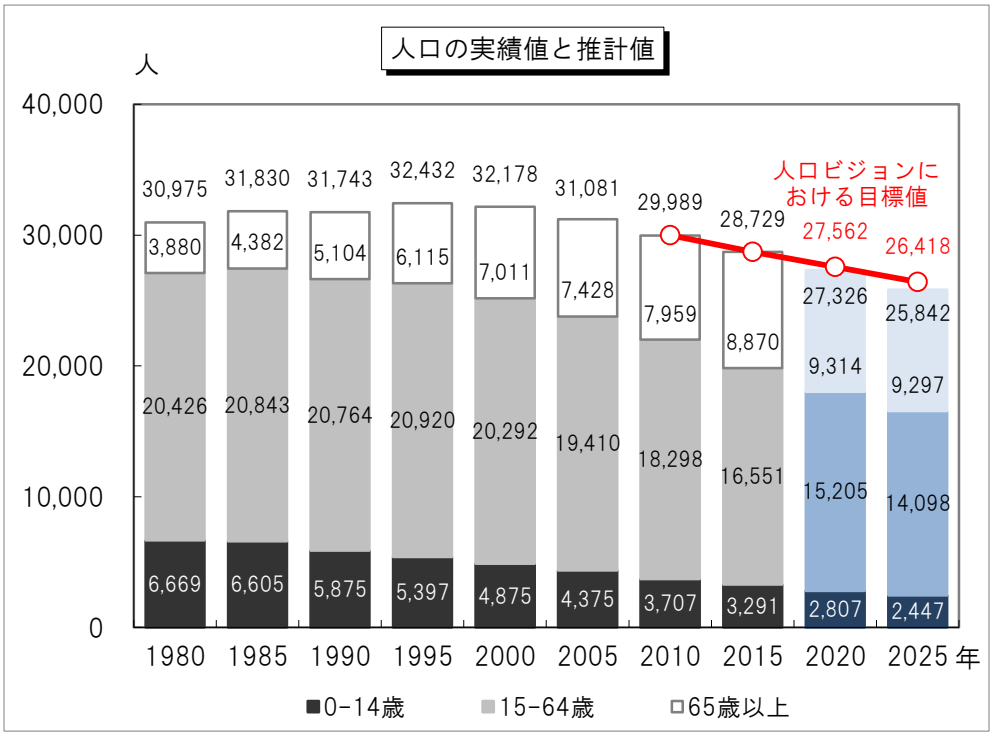

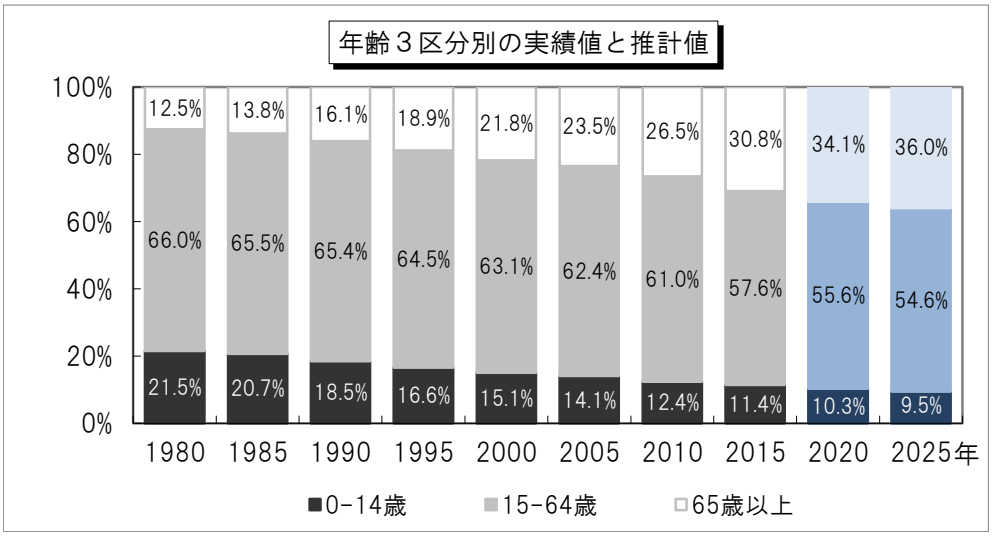

※2015 年（平成 27 年）までの実績値は、国勢調査による
※2020 年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所（2013 年（平成 25 年）３月予測）による

（２）将来の世帯数の推計値

将来の世帯当り人員は、直線回帰式※によると、2020 年には 2.85 人、2025 年には 2.73 人と推計されます。

国立社会保障・人口問題研究所による推計値から割り戻すと、将来の世帯数は 2020 年には約 9,579 世帯、2025 年には 9,680 世帯と予測されます。

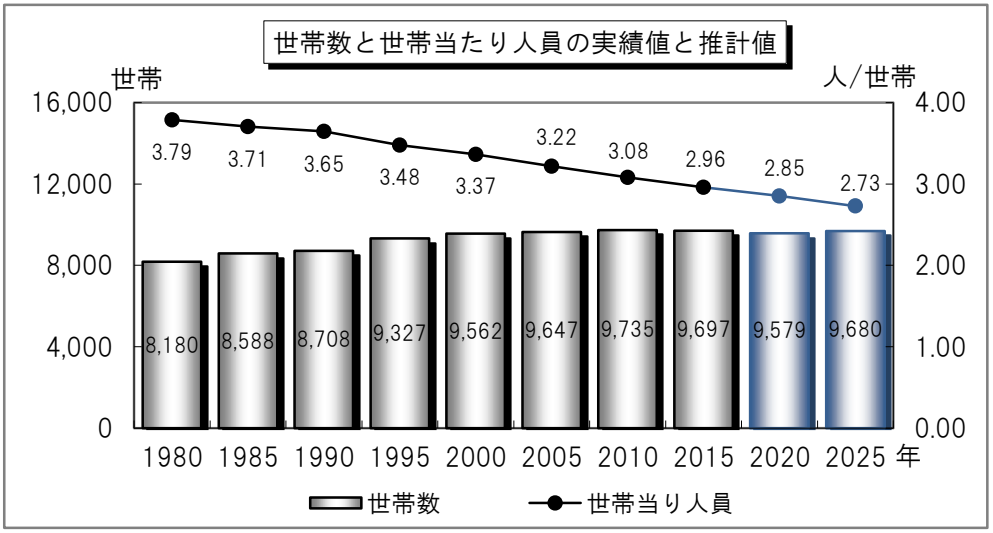

※1980～2015 年の世帯数は国勢調査実績値、2020～2025 年の世帯数は推計値

（３）将来の市街地の規模

福井県都市計画区域マスタープランでは、芦原・金津両市街地における 2025 年の市街地の規模は、2010 年（平成 22 年）現在の用途地域の規模の範囲内と方針が定められています。

人口推計によると 2025 年の両市街地の人口は減少傾向となっており、世帯分離や転入による宅地需要を考慮しても、用途地域拡大の必要はありません。

6）まちづくりの基本戦略

まちづくりの基本目標を踏まえ、計画的、重点的、戦略的にまちづくりを進めるために、市民と行政が大切にすべき共通の視点や空間イメージを明確にします。

まちづくりの基本戦略１

自然や歴史を舞台に出会いと美しい景観を創出するまちづくり
（森林、海岸、湖沼、河川、丘陵地）

- 森の魅力を体験する場をつくる
- 水に親しみ、学ぶ空間をつくる
- 農文化を味わい、集う場をつくる
- 歴史文化を学び伝える場をつくる
- 芸術を発信し、学ぶ場をつくる

まちづくりの基本戦略２

地域資源の連携による活力とにぎわいのあるまちづくり
（農用地、商業地、工業地）

- 美しい環境と景観を守る
- 最寄り商業等、日常サービス機能を充実する
- 環境と共生する工業地を配置する

まちづくりの基本戦略３

福井県の北の玄関口にふさわしいJR芦原温泉駅周辺のまちづくり
（JR芦原温泉駅周辺）

- 玄関口にふさわしい新たな機能を導入する
- 森のように水と緑あふれる空間をつくる
- 空閑地を有効活用した人が集まるまちづくり

まちづくりの基本戦略４

魅力的な空間と回遊性の創出による歩いて愉（たの）しい温泉街づくり
（芦原温泉街）

- 歩いて愉（たの）しい温泉街を創出する
- 市民が日常的に愉（たの）しめる空間をつくる
- あわら温泉湯のまち広場を交流拠点にする

まちづくりの基本戦略５

人と拠点を結ぶ安全で快適なネットワーク型まちづくり
（景観軸の形成）

- 都市のシンボル景観軸を創出する
- 無秩序な沿道開発を抑制する
- まちの拠点を美しい軸で結ぶ

■　まちづくりの基本戦略図

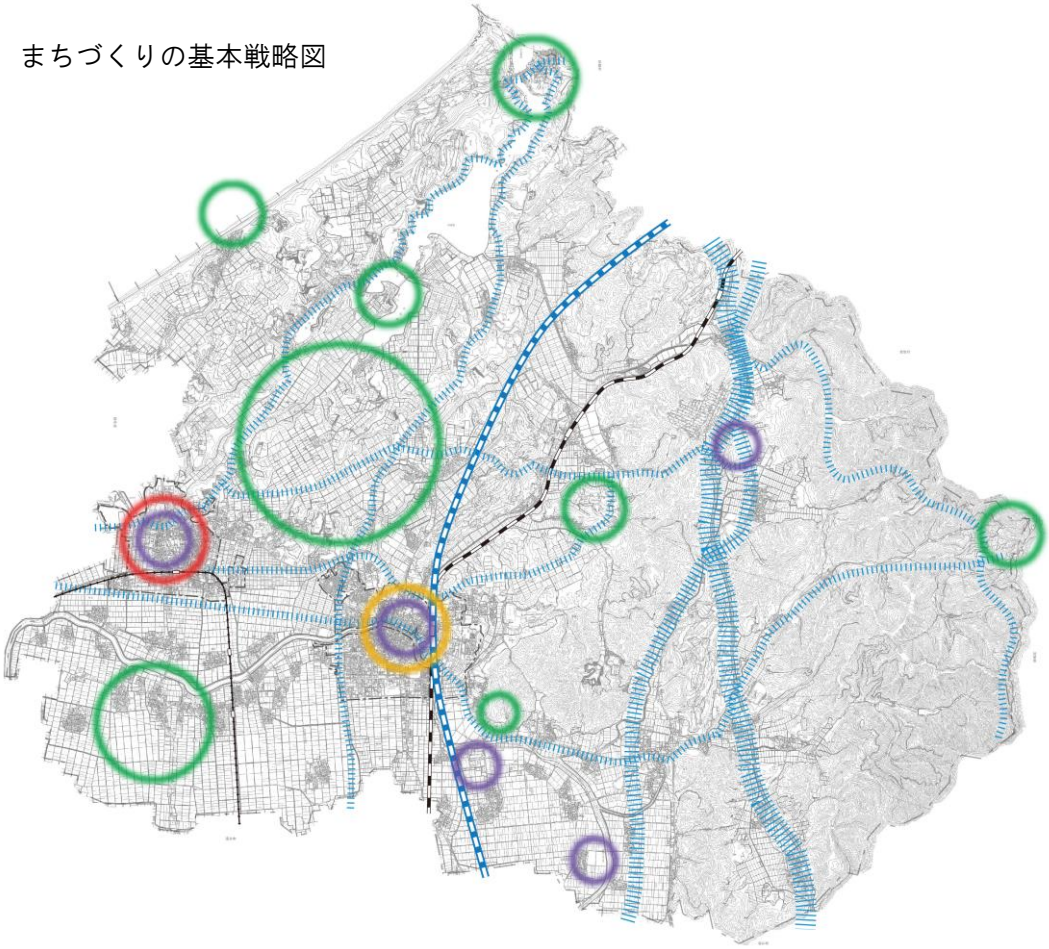

まちづくりの基本戦略１

自然や歴史を舞台に　出会いと美しい景観を創出するまちづくり

（森林、海岸、湖沼、河川、丘陵地）

豊かな自然と歴史を生かした環境整備により、市民も来訪者も豊かな時間が過ごせる空間を創出します。

【実現に向けて】

●森の魅力を体験する場をつくる

刈安山森林自然公園やトリムパークかなづ南側の里山など豊かな森林環境は、環境学習やキャンプなどの自然体験レクリエーション空間としての環境整備や魅力づけを図ります。

・キャンプ場、遊具、自然散策路の整備
・自然体験、環境学習の場としての充実

●水に親しみ、学ぶ空間をつくる

波松海岸や北潟湖、竹田川は、ウォーキングやサイクリング、ウォータースポーツ、健康づくり、環境学習、趣味の場として、長時間楽しめる機能の充実や空間を創出します。

・波松海岸の親水スポットの創出
・北潟湖サイクリングロードの整備促進
・北潟湖畔公園の植樹や花植えなどによる環境整備
・体験・滞在型施設の環境整備
・竹田川の河川敷公園、散策路、桜並木、花植えなどによる身近に親しめる親水空間の整備

●農文化を味わい、集う場をつくる

丘陵地一帯の農地は、美しい景観を保全するとともに、市民農園や観光農園を設置し、都市住民との連携により、地元の農産物を生かした情報発信や農業体験を通じた交流の場を創出します。

・景観作物や花畑による遊休農地の活用と景観の保全・創出
・市民農園や観光農園の設置
・地元の農産物を生かした食の拠点づくり

●歴史文化を学び伝える場をつくる

吉崎御坊跡周辺は、歴史的建造物や歴史的景観を保全するとともに、歴史を学び、次世代に伝える歴史的な拠点づくりを進めます。

・北陸街道沿いの資源を生かした街角スポット、案内板の設置などによる歴史の道づくり
・歴史的資源の案内板の設置や憩いの空間づくり
・伝統的建造物の保全・修景
・歴史の語り部など人材育成の場づくり

●芸術を発信し、学ぶ場をつくる

金津創作の森では、創作活動や芸術の発信拠点としてだけでなく、芸術鑑賞、体験などを通じて市民意識の醸成を図ります。

・各種の芸術鑑賞の機会の創出
・ものづくり体験の開催

刈安山森林自然公園

北潟湖

吉崎御坊

まちづくりの基本戦略２

地域資源の連携による　活力とにぎわいのあるまちづくり

（農用地、商業地、工業地）

既存の産業基盤や市街地を活用し、歴史文化や産業の連携によって、本市ならではの付加価値を加え、農林業、商業・観光、工業の活力とにぎわいを創出します。

●美しい環境と景観を守る

水や大気の源となる森林は、土採取や不法投棄について、適正に規制、誘導、監視し、環境保全に取り組みます。

南部平坦地は、本市の穀倉地帯として今後も農業的な土地利用を保全し、無秩序な開発を抑制するとともに、地域個性を際立たせる農村景観として保全し、荒廃地や遊休地が増加しないよう積極的な対策に取り組みます。

●最寄り商業※機能を充実する

芦原市街地や金津市街地の商業地は、最寄り商業機能をはじめとする日常サービス機能を充足し、歴史文化が薫り、自動車交通に頼らず歩いて買い物や散策を楽しめ、多世代が生活しやすい環境づくりを進めます。

●環境と共生する工業地を配置する

都市の活力を生み出す工業団地や工場地は、植樹や緑化などにより周辺環境や自然環境と共生する職住近接型へ誘導するとともに、新たな工業地を配置します。

【実現に向けて】

・産業廃棄物処理場の適正な処理・運営
・大気汚染や水質などの定期的な検査や確認による環境の保全
・環境基本条例や景観計画・景観条例などの適正な運用
・土採取規制区域としての適正な規制
・土採取跡の緑化や不法投棄の監視体制づくり
・農振農用地区域の適正な規制
・基盤整備や就農環境の向上による営農環境づくり
・防風林、防砂林の整備

・公共施設、最寄り商業、銀行・郵便局サービス、行政サービスといった生活利便機能の導入と集積
・空き家や空き店舗を活用した魅力的な店舗企画
・公共施設や空き施設を活用した市民活動、学童保育や高齢者の集いの拠点づくり
・ユニバーサルデザイン化※の推進

・既存工業団地の環境整備・情報インフラの整備
・自然環境や住宅環境に調和した工場地の緑化
・職住近接型の新たな工業地の配置

南部平坦地

金津市街地の既存商店街

緑豊かな市街地の工場地

まちづくりの基本戦略３

福井県の北の玄関口にふさわしいＪＲ芦原温泉駅周辺のまちづくり
（ＪＲ芦原温泉駅周辺）

ＪＲ芦原温泉駅周辺は、福井県の北の玄関口として、特色ある美しい景観形成と新たな機能の導入により、活力と魅力あふれる空間を創出します。

●玄関口にふさわしい新たな機能を導入する

ＪＲ芦原温泉駅は、新幹線駅の開設にあわせ、福井県の北の玄関口として、交通結節や情報発信機能を強化します。

さらに、あわら温泉の玄関口として観光客が旅の余韻を感じ、かつ市民にとっても日常の疲れがいやされる空間づくりに取り組みます。

●水と緑あふれる空間をつくる

駅前広場を中心に、駅舎、シンボル道路が一帯となった緑あふれる美しい景観づくりを進めます。

また、街路樹や空き地の緑化、竹田川や宮谷川を生かした水と緑あふれる空間を創出します。

●空閑地を生かした人が集まるまちづくり

大規模空閑地は、駅前広場やパークアンドライド※用駐車場、駅へのアクセス道路の新設など、駅周辺に求められる都市機能の導入に活用します。

住宅に近接した空閑地は、商業機能や日常生活サービス機能などの導入により、便利で魅力的な定住環境を創出します。

【実現に向けて】

・新幹線駅の開設に伴うＪＲ芦原温泉駅周辺の整備
・西口・東口広場およびアクセス道路の整備
・パークアンドライド※用の駐車場の整備
・在来線橋上駅舎の整備
・金津本陣にぎわい広場と「a キューブ」に続くにぎわい交流施設の整備

・（都）金津三国線（ＪＲ芦原温泉駅～坂ノ下）のシンボル道路としての整備と沿道修景による魅力づけ
・洗練された美しい街並み景観形成
・市街地における公園・緑地の配置、オープンスペース※の緑化

・公共交通機関の活用、駐車場の配置など、交通弱者にやさしい交通環境の整備
・大規模空閑地を活用したパークアンドライド、商業・日常生活サービス機能の導入

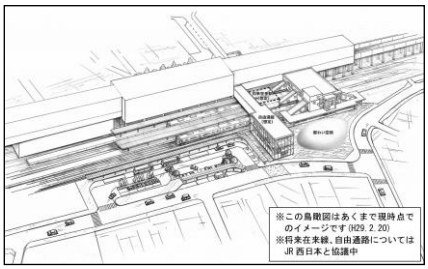

ＪＲ芦原温泉駅
西口広場の整備イメージ

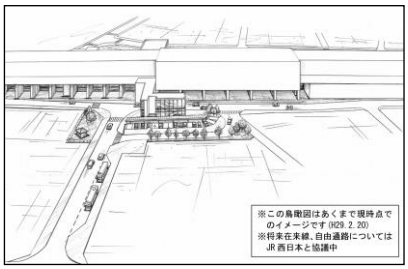

ＪＲ芦原温泉駅
東口広場の整備イメージ

金津本陣にぎわい広場
と「ａキューブ」

（資料：芦原温泉駅周辺整備基本計画（改訂））

まちづくりの基本戦略４

魅力的な空間と回遊性の創出による　歩いて愉(たの)しい温泉街づくり

（芦原温泉街）

あわら温泉湯のまち広場の活用と街並み修景、魅力店舗の創出により芦原温泉街を活性化します。

●歩いて愉(たの)しい温泉街を創出する

芦原温泉街は、温泉の風情が漂い回遊性のある拠点や空間、景観を創出します。

温泉街にふさわしい街路や街灯、案内板などの修景整備やオープンスペースの緑化による景観形成、魅力的な店舗の創出や旅館・民家の庭園のオープンガーデン化※により、湯けむりと緑が連続的に繋がる歩いて愉しい空間を創出します。

●市民が日常的に愉(たの)しめる空間をつくる

芦原温泉街は、子どもからお年寄りまで、市民が気楽に立ち寄れ、かつ精神・文化性の高揚を促す空間づくりに取り組みます。

質の高い文化や創作の場、祭りやイベントの交流の場、市民主体の緑化など、日常から市民が関わり、愉(たの)しむ場づくりに取り組みます。

●あわら温泉湯のまち広場を交流拠点にする

あわら温泉湯のまち広場は、恵まれた立地特性を生かし、市民や観光客などあらゆる層の人を対象にした本市の交流拠点として、魅力的な空間を創出します。

【実現に向けて】

- 建築協定や景観協定の締結などによる街並みの統一
- 湯の湧くシンボル的な空間の創出や排水路の修景
- 藤野厳九郎記念館、春日神社の眺望、温泉文化などの歴史資源の活用
- 空き家や空き店舗を活用した魅力的な店舗企画
- 魅力的な公園・緑地やまちなかポケットパークの整備
- 街角や空き地を活用した花や緑の修景やコミュニティガーデン※づくり
- 旅館や民有地のオープンガーデン化
- 歩行者ネットワーク軸の設定や歩行者空間の整備
- 金津創作の森と連携した拠点や空間の創出
- 市民のボランティア活動拠点としての空き店舗、空き施設の活用
- 地域活動、文化活動の拠点としての空き施設や空きスペースの活用

- 市民や観光客が集う核となる拠点（農業、温泉、芸術文化、花や緑などのクロス拠点）

芦原温泉街

温泉街の街角修景

歩いて愉(たの)しい歩行者空間

まちづくりの基本戦略５

人と拠点を結ぶ　安全で快適なネットワーク型まちづくり
（景観軸の形成）

市内の拠点や地域を結ぶ主要な道路は、アクセスの向上と自然の風景を生かした魅力的な道路空間づくりを進め、統一感とコンセプトが感じられる景観軸を創出します。

●都市のシンボル景観軸を創出する

（市）芦原金津線は、ＪＲ芦原温泉駅から芦原温泉街を結ぶ都市のシンボル景観軸として、沿道の屋外広告看板等を規制するとともに、街路樹の保全・創出により、そぞろ歩きが似合うゆったりとしたもてなしの心が宿る空間形成や景観形成を図ります。

●無秩序な沿道開発を抑制する

（都）金津三国線の坂ノ下から三国市街地間は、アクセス道路としての機能の確保と営農環境や地域固有の農村景観を保全するため、無秩序な開発を抑制し、景観を阻害する看板等を規制します。

●まちの拠点を美しい軸で結ぶ

広域幹線道路は、デザインを統一した案内板や誘導サインの設置により本市を印象づける景観軸を形成します。

ＪＲ芦原温泉駅、芦原温泉街、金津創作の森、北潟湖、吉崎御坊などのまちの拠点を結ぶ主要な幹線道路は、感動をもたらすもてなしの景観軸として、美しい風景の保全や沿道景観の整備を進めます。

【実現に向けて】

・景観条例などの適正な運用
・（市）芦原金津線の美しい街路樹の保全
・特色ある交通手段の導入
・屋外広告物の規制

・（都）金津三国線沿道（坂ノ下～三国市街地）における無秩序な開発の抑制

・福井県の玄関口としてのＰＲや誘導サインの設置
・金津創作の森のガラスなどを素材にした案内板、サイン、オブジェの設置
・国道８号のバイパスの整備、防音・環境対策の充実
・広域林道剱ヶ岳線の整備
・四季折々の季節を感じる沿道の緑化や花植え

（市）芦原金津線

案内板やオブジェの設置

沿道緑化イメージ

第３章　まちづくりの個別方針

１）土地利用の方針

本市には、多様で豊かな自然環境と２つの市街地があり、居住、宿泊、教育、文化、福祉など多様な人の営みを支える機能がそれぞれに集積しています。これらの機能を十分に発揮させるため、住宅地や商業地、工業地の適正な土地利用を推進します。

（１）土地利用の基本方針

□適正な土地利用の推進

今後の人口減少や市街地のコンパクト化などを踏まえ、用途地域や農振農用地区域の見直し、各種公共事業との調整を行い、適正な土地利用を推進します。

□自然環境の保全と創造

土採取や荒廃地への不法投棄が見受けられる山地や北部丘陵地は、環境面や景観面、安全面での悪化を抑制するため、法的な規制や緑化を推進します。

□優良農地や集落地の保全

北部丘陵地や南部平坦地に広がる優良農地は、農業的土地利用を保全するとともに、農村集落は、生活道路の整備や緑豊かな交流の場の充実により、田園環境と調和した閑静な集落環境を保全します。

□商業地の再構築

芦原市街地、金津市街地の商業地は、店舗が減少し、商業的なまとまりが失われつつあることから、日常的なサービス機能の導入や環境整備により、多世代が生活しやすい環境づくりを進めます。

□居住環境の促進

住宅地は、商業地を取り囲んだコンパクトな規模を維持しつつ、公園・緑地やオープンスペースの緑化、敷地内緑化など統一感のある美しい街並みの形成や高齢社会に対応した環境整備により、質の高いまちなか居住環境づくりを進めます。

□環境と共生する工業地の配置

既存の工業用地は、金津インターチェンジ近接という恵まれた立地特性を生かし、情報社会や環境と共生した工業地としての環境づくりを進めるとともに、堅調な工業の伸びを踏まえ、職住近接型の新たに工業地を配置します。

（２）土地利用の配置方針

都市全体を 11 の土地利用に分類し、自然環境の保全と都市活動が調和した土地利用を推進します。芦原市街地は、４地区、金津市街地は７地区に分類し、それぞれの特性に応じた計画的な土地利用を推進します。

①都市全体の土地利用の配置方針

<table>
<tr><th>土地利用</th><th colspan="2">対象地</th><th>配置・誘導方針</th></tr>
<tr><td>森林保全ゾーン</td><td colspan="2">刈安山、風谷峠
剱ヶ岳</td><td>刈安山、風谷峠、剱ヶ岳一帯は、林業の生産基盤および貴重な動植物の生息地として、森林環境を保全します。</td></tr>
<tr><td>森林体験ゾーン</td><td colspan="2">中央山地</td><td>金津創作の森やトリムパークかなづ、YONETSU－KAN ささおか周辺の山地は、森林体験型レクリエーション機能の充実および魅力づけを進めます。</td></tr>
<tr><td>海浜保全ゾーン</td><td colspan="2">松林、斜面緑地</td><td>越前加賀海岸国定公園の松林や北部丘陵地の斜面緑地などは、美しい景観を形成する貴重な要素として保全します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">親水ゾーン</td><td colspan="2">波松海岸</td><td>波松海岸は、海岸線や漁業環境を保全するとともに、日常的に楽しめる美しい水辺環境づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">北潟湖</td><td>北潟湖は、水質の向上などにより自然環境や漁業環境を保全するとともに、環境学習や自然体験型レクリエーション機能の充実および魅力づけを進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">河川</td><td>河川は、石積み護岸など多自然型の河川空間などによる生態系に配慮した河川環境を保全するとともに、遊歩道などで連続性をもたせ、水と緑のネットワーク軸を形成します。</td></tr>
<tr><td>丘陵地体験ゾーン</td><td colspan="2">坂井北部
丘陵地</td><td>北部丘陵地は、農業的土地利用を保全するとともに、市民農園など魅力的な拠点の設置により、農業・農産物を基礎とした魅力的な体験型の空間づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td>田園保全ゾーン</td><td colspan="2">坂井平野</td><td>農振農用地区域は、営農環境と農村景観を維持・保全するとともに、白地地域は、適切な規制・誘導を行い、営農環境を損なう施設などの立地を規制します。</td></tr>
<tr><td>環境工業ゾーン</td><td colspan="2">工業団地</td><td>熊坂工業団地や金津中部工業団地、古屋石塚テクノパークは、環境と共生する職住近接型の工業地づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td>集落保全ゾーン</td><td colspan="2">農村集落</td><td>農村集落は、閑静で緑豊かな住環境を保全するとともに、生活道路の整備などにより安全性を向上します。</td></tr>
<tr><td>快適住宅ゾーン</td><td rowspan="3">用途地域</td><td>住宅地</td><td>コンパクトな市街地形態を維持しつつ、公園・緑地の整備や民有地緑化などにより、水と緑あふれる潤いのある快適な住宅地づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td>にぎわい活性ゾーン</td><td>商業地</td><td>多様な都市機能の集約や景観形成により、回遊性のある魅力的なにぎわい・交流の場づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td>都市型工業ゾーン</td><td>工業地</td><td>周辺の自然環境や住環境と調和した都市型の工業地づくりを進めます。</td></tr>
</table>

■ 都市全体の土地利用の方針図

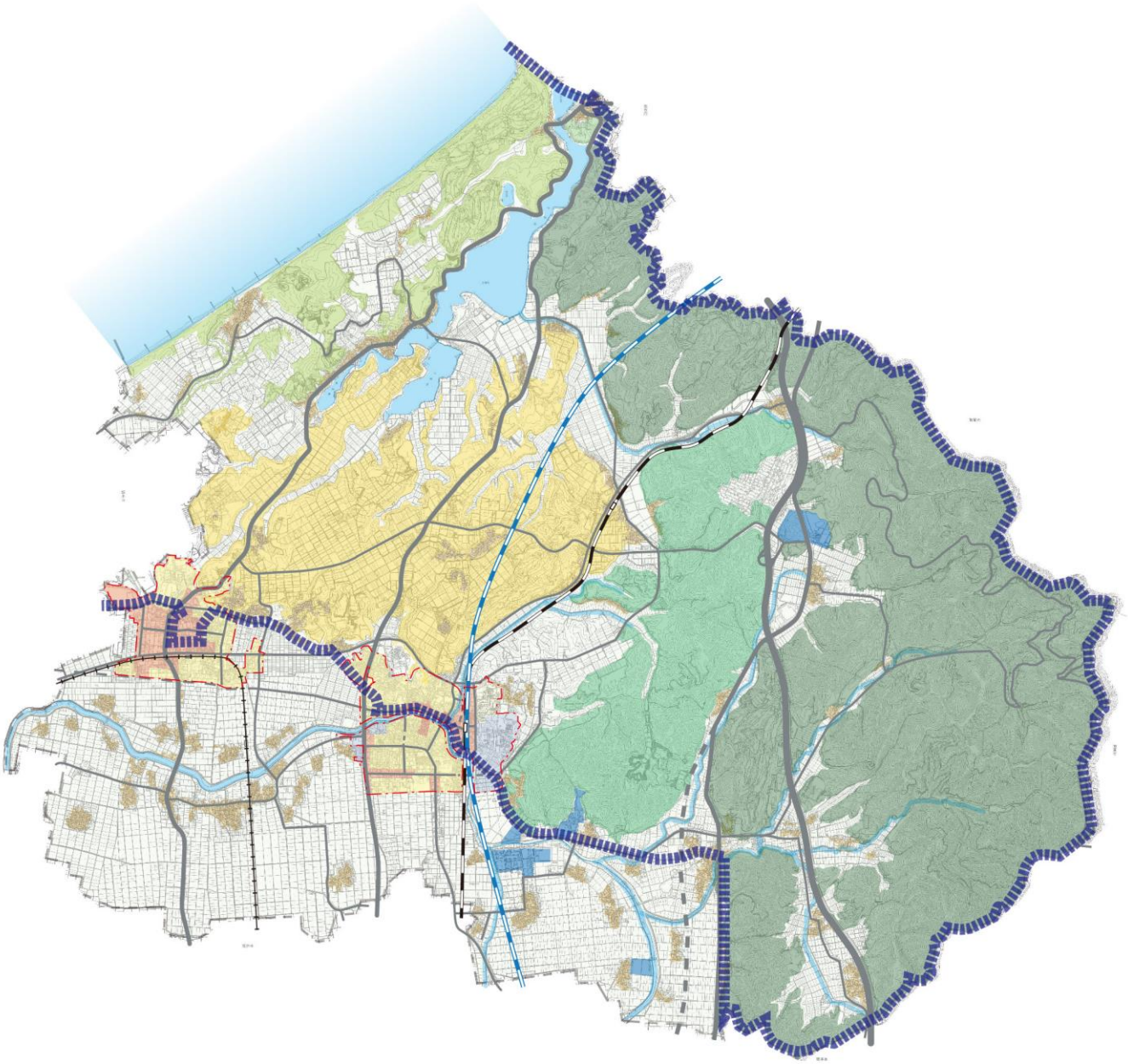

市　　界
用　途　地　域
森林保全ゾーン
森林体験ゾーン
海浜保全ゾーン
親　水　ゾ　ー　ン
丘陵地体験ゾーン
田園保全ゾーン
環境工業ゾーン
集落保全ゾーン
快適住宅ゾーン
にぎわい活性ゾーン
都市型工業ゾーン
土採取規制区域
農振農用地区域

（※）道路の破線は未整備区間

0　500　1,000　2,000m　N

②芦原市街地の土地利用の配置方針

土地利用	配置・誘導方針
まちなか居住地区	良好な住環境を維持し、地区計画や建築協定の活用、緑地協定による民有地緑化により、緑豊かで美しいまちなか居住環境づくりを進めます。
公共サービス地区	芦原小学校や公民館、あわら湯のまち駅など公共施設が集積する当地区は、教育・文化、交通、防災などの公共サービスの機能を充実させるとともに、市民の交流空間としての魅力づけを進めます。 あわら市文化会館周辺は、温泉文化地区との連携により、市民の文化的交流の場および市街地や北部丘陵地の眺望を生かした緑あふれる憩いの空間づくりを進めます。
温泉文化地区	旅館が集積する当地区は、あわら温泉湯のまち広場の整備に続き、空き地や空き家を生かした魅力的な拠点の形成を進めるほか、オープンスペースの緑化、民有地緑化、街並み修景整備により、歩いて回遊できるにぎわい空間づくりを進めます。 観光機能に加え、商業、飲食、文化、福祉など住民が利用しやすい都市サービス機能の導入を進めます。

③金津市街地の土地利用の配置方針

土地利用	配置・誘導方針
まちなか居住地区	金津東部や金津南部、花乃杜の住宅団地では、新規定住者の誘致を目指し、良好な住環境を維持し、統一感のある美しい街並みを形成します。
歴史文化地区	北陸街道の史跡・寺社・仏閣など歴史的建造物と調和した街並みの形成や竹田川の親水性空間の整備、オープンスペースの緑化などにより、歴史と水と緑のあふれる落ち着いた住環境を形成します。
公共サービス地区	市役所や金津高校など公共施設や教育施設が集積する当地区は、子育て、教育・文化、福祉、防災などの公共サービスの機能を充実させるとともに、市民の交流空間としての魅力づけを進めます。
多機能サービス地区	ＪＲ芦原温泉駅周辺は、新幹線駅の開設を踏まえ、大規模空閑地の活用などにより、生活利便機能、情報発信・観光機能、交流・宿泊機能など、市民と観光客が共有できる多様な機能を導入します。
生活サービス地区	今後のさらなる高齢化を踏まえ、まちなか居住の利便性や快適性を高めるため、最寄り商業や福祉、交流等の日常的なサービス機能を充実させるとともに、歴史や緑、水を生かした魅力ある市街地づくりを進めます。
沿道サービス地区	幹線道路沿道という特性を生かし、ロードサイド店舗などの立地場所として魅力的な沿道景観を創出し、周辺の住居系市街地に配慮した環境づくりを進めます。
都市型工業地区	駅東部の工業地域は、新幹線駅に近接した都市型工業地として位置づけ、環境に配慮した職住近接型の工業地を誘導します。

■ 芦原市街地の土地利用の方針図

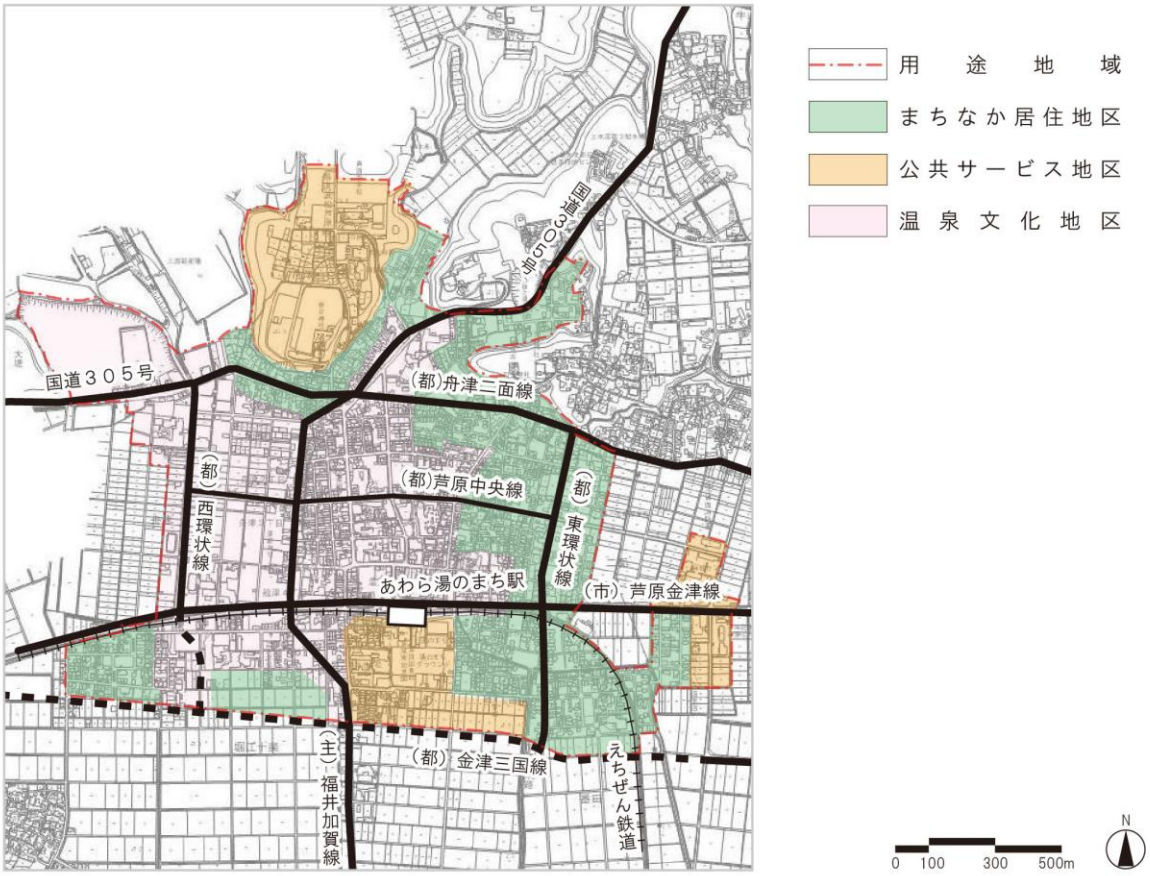

■ 金津市街地の土地利用の方針図

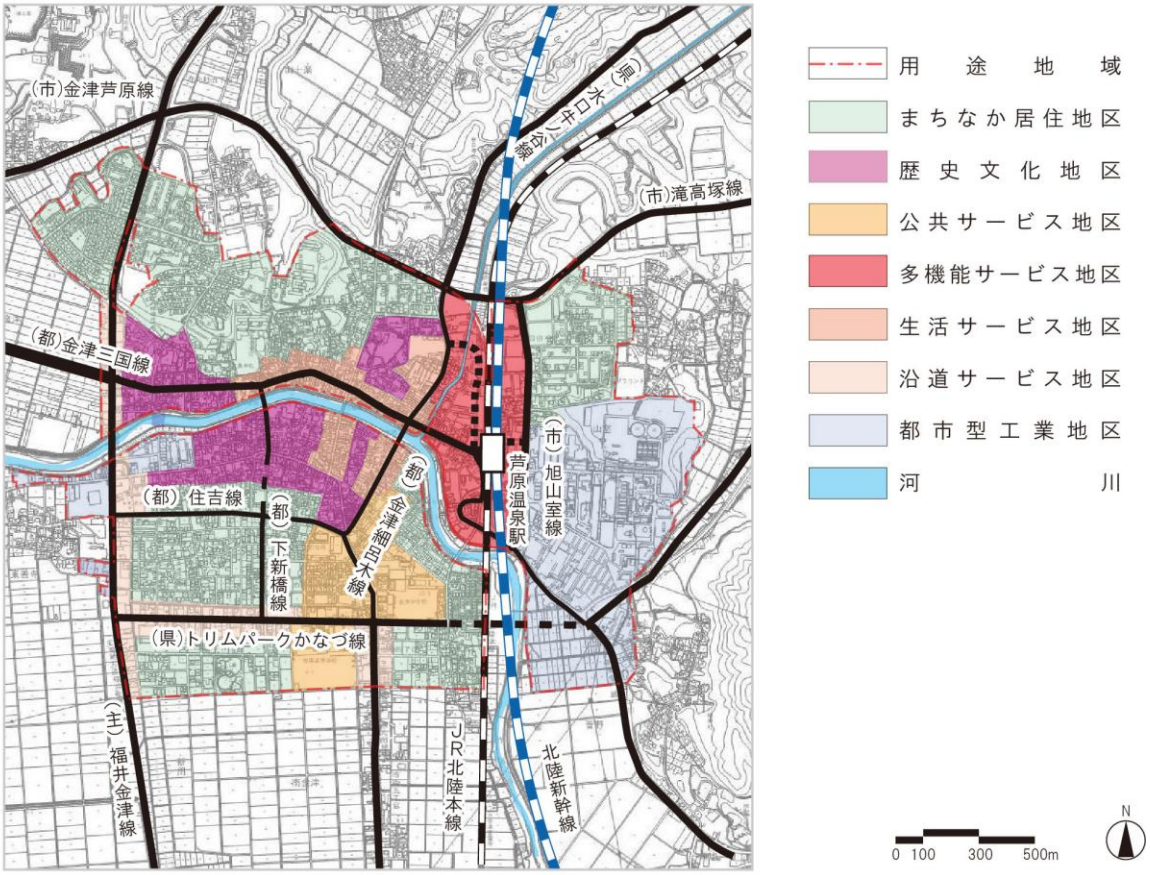

（３）土地利用の整備・誘導方針

①都市全体の整備・誘導方針

◇土採取規制区域、農振農用地区域の規制

・北部丘陵地における土採取や遊休農地に伴う乱開発や環境の悪化に対応するため、土採取規制区域や農振農用地区域の規制により適正な誘導を行います。

緑化が求められる土採取場

◇幹線道路沿いの適正な土地利用の誘導

・市街地外における幹線道路の沿道は、農振農用地区域の規制により、農業的土地利用と農村景観を保全し、無秩序な開発を抑制します。

（主）福井金津線

◇新たな工場地の配置

・堅調な工業の伸びを踏まえ、環境に配慮した職住近接型の新たな工業地を適正に配置します。

・新たな工業地開発は、周辺環境および農業的土地利用、景観を損なうことのないよう用途や景観を制限するなど、適正な開発を誘導します。

□　都市計画法の改正（2006 年（平成 18 年））　□

1．大規模集客施設（床面積 1 万㎡以上）の立地の規制

・大規模集客施設の立地は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の用途地域へ限定し、準工業地域では特別用途地区を活用する。

・白地地域では、原則的に立地不可。用途を緩和する地区計画制度（開発整備促進区）で立地可能。

2．大規模集客施設の対象拡大

・ホール、アミューズメント、映画館、展示場等も大規模集客施設の対象になる。

3．都市計画決定手続きの円滑化、広域調整手続きの円滑化

4．開発許可制度の見直し

・市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止し、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とする。

②市街地の土地利用の整備・誘導方針

■芦原市街地

◇用途地域の見直し

・立地適正化計画において居住誘導区域に位置付ける区域については、住居系、住居専用系用途地域への見直しを積極的に図ります。

①旧ゴルフ練習場は近隣商業地域に指定されていますが、今後、都市的土地利用が見込まれない場合は、適切な見直しを行います。

②（県）波松芦原線以西では、大規模なソーラー発電所が整備されるなど、目標する土地利用とは異なる土地利用が進展していることから、適切な見直しを行います。

◇段階的な土地利用の誘導

③セントピアあわらやあわら温泉湯のまち広場のある芦原温泉街の中心部は、空き地や空き店舗を活用し、都市サービス、商業・観光機能を誘導します。

④農用地や未利用地となっている（都）西環状線の東側の商業地域は、当面は虫食い的な開発を抑制し、中長期的な宅地需要の受け皿として保留します。

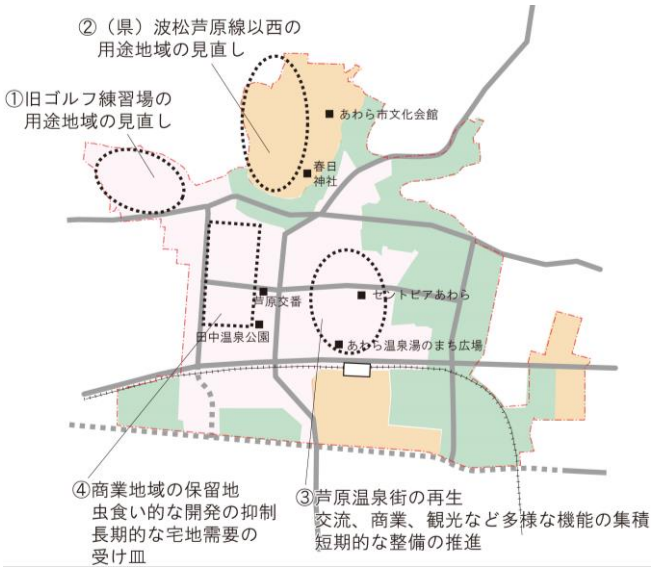

■　芦原市街地の整備・誘導方針

■金津市街地

◇用途地域の見直し

・立地適正化計画において居住誘導区域に位置付ける区域については、住居系、住居専用系用途地域への見直しを積極的に図ります。

①ＪＲ東側の工業地域は、環境に配慮した職住近接型の工場地として、業務や研究機能を誘導するため、適切な見直しを行います。

②土地利用の転換が行われたＪＲ西側の準工業地域は、適切な見直しを行います。

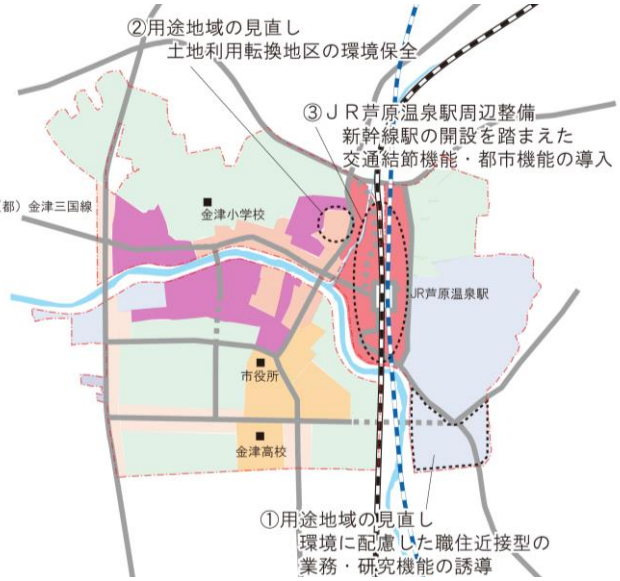

■　金津市街地の整備・誘導方針

◇新規機能の受け皿の確保

③ＪＲ芦原温泉駅の新幹線駅開設を踏まえ、用途地域の適切な見直しを行いつつ、交通結節機能、都市機能を導入します。

③市街地開発事業の方針

・土地区画整理事業は、震災復旧土地区画整理事業を始めとして、14 地区、246.9ha において施行されてきました。
・未利用地の残る金津東部、金津南部、花乃杜ハイツでは、魅力的な市街地環境の創出により、引き続き積極的に市街化を誘導します。

花乃杜の土地区画整理事業

④地区計画制度の活用の方針

・地区計画は、若葉台地区、南金津地区、国影地区において都市計画決定しており、今後も土地利用や建築物について規制・誘導を行い、秩序ある街並みを形成します。
・緑豊かで快適な居住環境づくりや秩序ある美しい街並みの形成が必要な地区は、地区計画制度を活用し、住民の主体的なルールづくりを支援します。

地区計画制度を活用した南金津地区

□　住民が主体となった良好な環境づくりの手法　□

●　地区計画制度　●

地区計画は、それぞれの地区にふさわしい良好な市街地を整備し、保全するため、地域の住民自らが地区の環境や街並みについて計画し、実践していく手法です。

地区計画の方針を定め、地区の将来像を実現するために必要な規制基準を地区整備計画として定め、これに基づいた開発行為や建築行為を誘導していきます。

【適用手順】

地区計画の方針		地区整備計画
①地区計画の目標 ②土地利用の方針 ③地区施設の整備の方針 ④建築物等の整備の方針 ⑤その他地区整備、開発または保全の方針	→	①地区施設の配置および規模（道路、公園・緑地、広場、その他の公共空地） ②建築物に関する制限（用途、容積率、建ぺい率、高さ、壁面の位置、形態や意匠） ③土地利用に関する制限（草地や樹林地など優れた環境の保全）

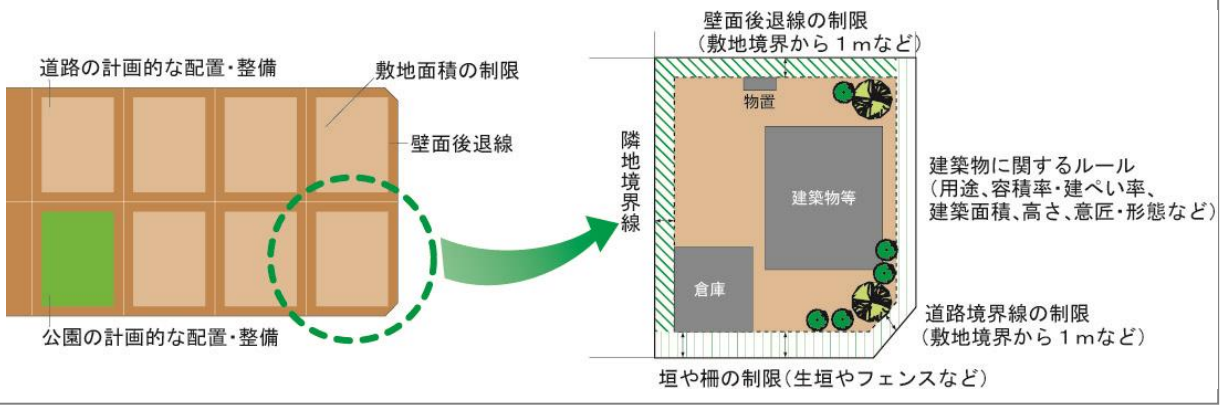

２）交通ネットワークの方針

合併に伴い新たに生まれた地域間交流や拠点の連携、モータリゼーションの進展に伴う通勤圏、商圏、生活圏の拡大、平成 35 年春完成・開業予定の北陸新幹線駅の開設に伴う経済活動の変化などに対応した、安全で快適な交通ネットワークを構築します。

（１）交通ネットワークの基本方針

□広域交通を受け止める結節機能の強化

広域交通は、新幹線駅の開設や北陸自動車道、北陸本線ＪＲ芦原温泉駅などの立地特性を踏まえ、広域的な交通を的確に受け止める交通結節機能を強化します。

通勤圏や商圏の拡大、県境を越えた観光や産業・文化交流圏の広域化、広域行政の強化などにより、広域的な連携を一層強化していくことが必要であるため、隣接市と連絡する主要な幹線道路の整備を促進します。

□優先順位、必要性を明確にした都市計画道路の見直し

都市計画道路は、一部、線形やルートの見直しを進めましたが、今後も必要性の低い路線については都市計画道路を見直すとともに、優先度、重要度を踏まえ、計画的で重点的な整備に努めます。

□わかりやすい市街地網の形成

金津市街地内の道路は、沿道景観の整備によるシンボル軸の創出や道路案内の設置などにより、安全でわかりやすい市街地道路網を形成します。

□歩行者や自転車にやさしい道路づくり

芦原市街地は、中心部の通過交通を抑制し、コミュニティ道路※やサイクリング道路の整備、街路樹や植樹桝の緑化など美しい景観の創出により、歩行者や自転車を優先したひとにやさしい回遊性を生み出す歩行者軸の設置と道路整備に努めます。

□だれもが使いやすく快適な道路づくり

道路の整備は、十分な幅員の歩道や自転車道を確保するとともに、段差の解消や点字ブロックの設置、特徴のある街路樹やわかりやすいサインの設置などにより、ユニバーサルデザイン化※を推進します。

□公共交通の利便性の向上

公共交通は、環境負荷の軽減や高齢化社会への対応から、今後もその必要性が増すことから、パークアンドライドなど利用しやすい環境を整備するとともに、利便性や接続性を向上させ、だれもが円滑に移動できる環境づくりを進めます。

また、デマンド交通については、利用者のニーズを把握しながら、一層の充実を図ります。

（２）道路ネットワークの配置・整備方針

広域連携を強化するとともに、市内の主要拠点を結ぶ回遊性のある道路ネットワークを位置付けます。

①都市全体の道路ネットワークの配置・整備方針

◇広域幹線道路

・生活圏、交流圏、産業圏の拡大を目指し、高規格道路、国道など国土レベルの幹線道路や、広域的な市町を結ぶ主要な幹線道路を広域幹線道路として位置付けます。

・福井市、坂井市方面の接続を強化する国道８号バイパスの整備促進を図り、あわら市街地と三国市街地を結ぶ（都）金津三国線の整備に向けた計画策定を行います。

◇幹線道路

・広域幹線道路を補完し、周辺市町を結ぶとともに、市内の主要な拠点や地域間を結ぶ幹線道路として位置付けます。

・主要拠点となる２つの市街地と金津インターチェンジを結ぶルートを広域連絡軸として位置づけ、道路整備を促進します。

■都市全体

広域幹線道路	配置の方針
北陸自動車道 国道８号 国道８号バイパス	関西方面、北陸方面を結ぶ広域的な人や物の交流を支える広域連携軸として位置付けます。
国道 305 号	芦原市街地と北潟湖、吉崎御坊、加賀市を結ぶ景観軸として位置付け、環境整備を促進します。
(主)福井金津線 (主)福井加賀線	福井市、坂井市と市街地、加賀市方面を結ぶ南北軸として位置付けます。
(都)金津三国線 （坂ノ下～三国市街地）	金津市街地から芦原市街地、三国市街地に至る連携軸として位置付けます。

幹線道路	配置の方針
(県)芦原温泉停車場中川線 (県)中川松岡線 林道市野々刈安線	金津市街地と伊井・剱岳地区や刈安山森林自然公園を結ぶ東西軸として位置付けます。
(県)水口牛ノ谷線	金津市街地と細呂木、牛ノ谷、加賀市を結ぶ軸として位置付けます。
広域農道(フルーツライン) (主)金津インター線 (市)滝高塚線	金津インターチェンジと北部丘陵地、両市街地を結ぶ軸として位置付けます。
(県)北潟平山線 (県)細呂木停車場北潟線	金津インターチェンジや市街地から北潟湖を結ぶ軸として位置付けます。
(市)金津芦原線 （(市）芦原金津線、(市）芦原三国線を含む）	芦原市街地、金津市街地を結ぶ都市シンボル景観軸として位置付けます。
(県)三国金津線	金津市街地と三国市街地を結ぶ東西軸として位置付けます。
(主)芦原丸岡線 (県)南横地芦原線	福井市、丸岡市街地と芦原市街地や金津市街地を結ぶ南北軸として位置付けます。
広域基幹林道剱ヶ岳線	坂井市の国道 364 号からあわら市の国道８号を結ぶ南北軸として位置づけます。

■ 都市全体の交通ネットワークの方針図

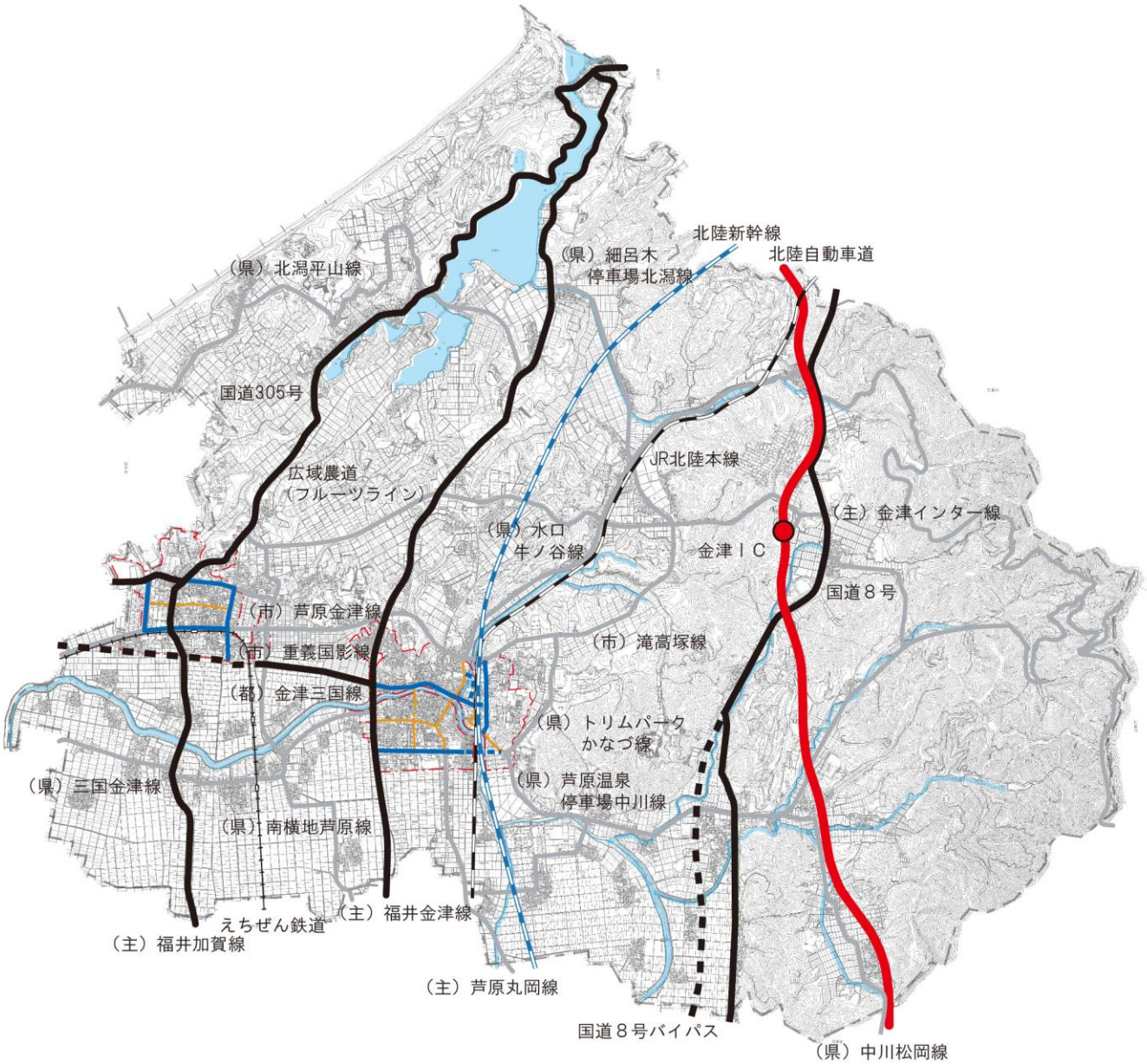

市　界
用途地域界
広域連携道路
広域幹線道路
幹線道路
市街地幹線道路
補助幹線道路
鉄道・駅

（※）道路の破線は未整備区間

0　500　1,000　2,000m　N

②市街地の道路ネットワークの配置・整備方針

市街地は、利用しやすい道路網、通過交通の円滑な処理を目指し、それぞれの機能が発揮できるように整備します。

◇市街地幹線道路

・市街地の骨格形成や通過交通を円滑に処理する道路を市街地幹線道路として位置付け、優先的に整備します。

◇補助幹線道路

・市街地幹線道路を補完し、日常的な生活交通の利便性を高める道路を補助幹線道路として位置付けます。

■芦原市街地

市街地幹線道路	配置の方針
(都)東環状線 (都)西環状線	市街地の骨格軸や通過交通を円滑な処理を目指し、南北の骨格軸に位置付けます。
(都)舟津二面線 (市)芦原金津線	芦原市街地、金津市街地を結ぶ東西の骨格軸に位置付けます。

補助幹線道路	配置の方針
(都)芦原中央線	温泉街としての回遊性や日常的な生活交通の利便性を高める道路として位置付けます。

■金津市街地

市街地幹線道路	配置の方針
(都)金津三国線（ＪＲ芦原温泉駅～坂ノ下間）	ＪＲ芦原温泉駅と芦原温泉街、三国市街地を結ぶシンボル軸として位置付けます。
(都)南中央線 (県)トリムパークかなづ線	金津市街地からトリムパークかなづや金津創作の森、国道８号を結ぶ市街地の骨格軸として位置付けます。
(県)トリムパークかなづ線 【整備済区間】	(主)福井金津線から金津市街地を結ぶ東西の骨格軸および通過交通を円滑に処理する道路として位置付けます。
西口アクセス道路 （市道 105 号線）	芦原温泉街から駅西口へのアクセス性を向上する道路として位置付けます。
東口アクセス道路 （市道 171 号線）	（市）旭山室線と駅東口を結ぶアクセス道路として位置付けます。

補助幹線道路	配置の方針
(市)旭山室線	駅東のアクセス性を向上するとともに、日常的な生活交通の利便性を高める道路として位置付けます。
(都)住吉線 (都)下新橋線 (都)金津細呂木線	日常的な生活交通の利便性を高める道路として位置付けます。

■ 芦原市街地の道路整備の方針図

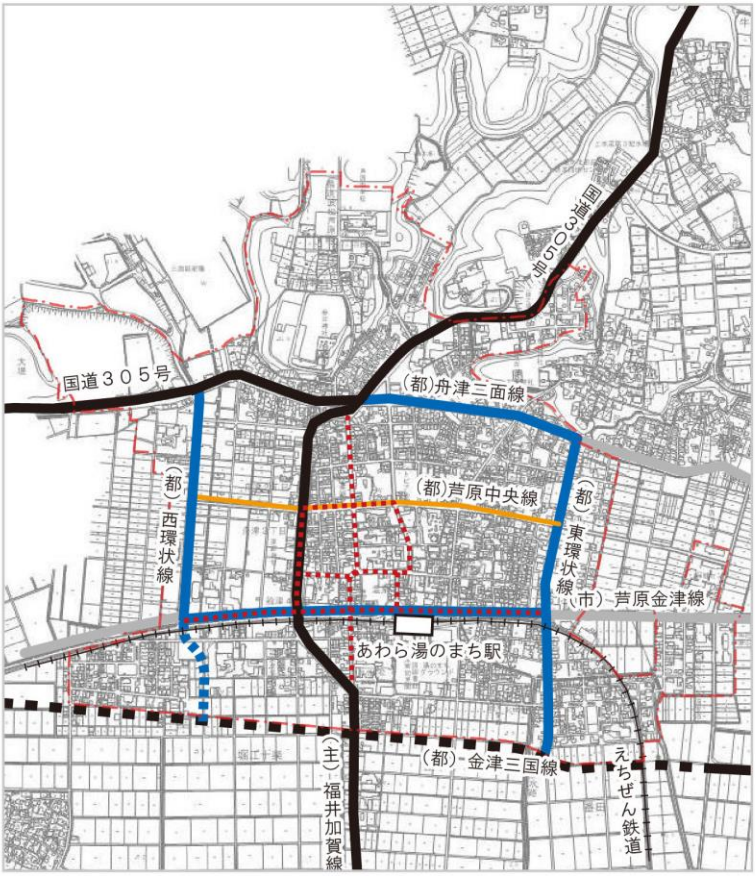

用　途　地　域
広　域　幹　線　道　路
幹　線　道　路
市　街　地　幹　線　道　路
補　助　幹　線　道　路
主　要　な　歩　行　者　軸
鉄　道　・　駅

（※）道路の破線は未整備区間

0　100　300　500m　N

■ 金津市街地の道路整備の方針図

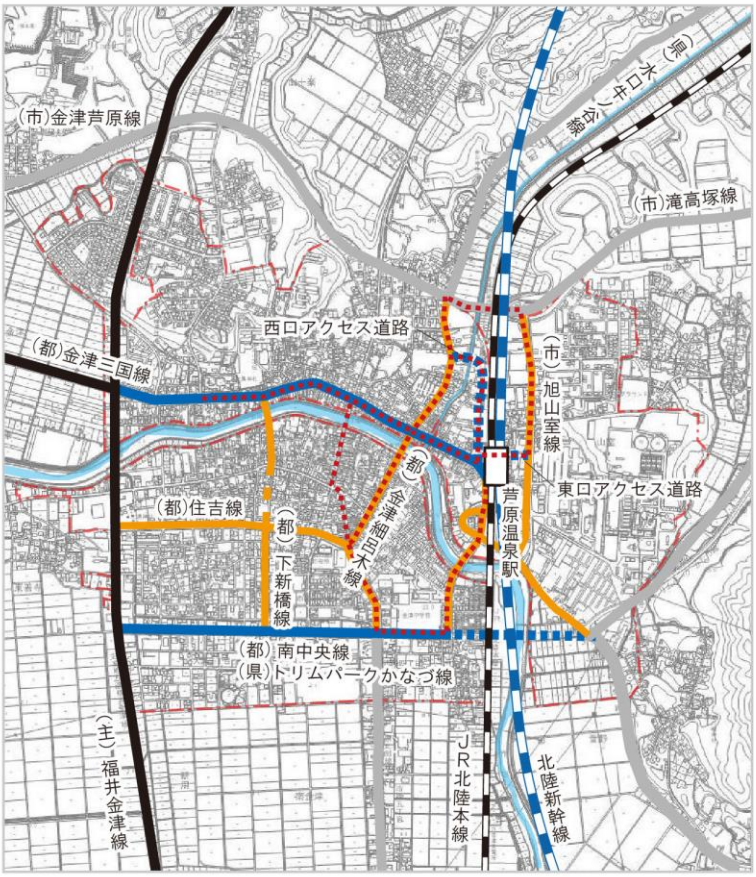

用　途　地　域
広　域　幹　線　道　路
幹　線　道　路
市　街　地　幹　線　道　路
補　助　幹　線　道　路
主　要　な　歩　行　者　軸
鉄　道　・　駅

（※）道路の破線は未整備区間

0　100　300　500m　N

（３）道路整備の方針

市全体からみた道路の機能や重要性を考慮し、都市計画道路の見直しや路線を新設します。

◇新設路線の整備

・（都）南中央線の未整備区間の整備を促進します

・西口アクセス道路（市道 105 号線）は、ＪＲ芦原温泉駅周辺整備に伴い、駅西口と芦原温泉街を結ぶ道路として整備します。

・東口アクセス道路（市道 171 号線）は、駅東口と金津市街地東部を結ぶ道路として整備します。

◇都市計画道路の見直し

・（都）金津三国線は、（主）福井加賀線以東の早期完成を目指すとともに、以西の区間は見直しを図ります。

・（都）西環状線のえちぜん鉄道以南は、踏み切り設置の増設が困難なことから、見直しを図ります。

・その他、長期未着手路線については、今後も引き続き必要性の検討を進め、廃止も含め適切な見直しを図ります。

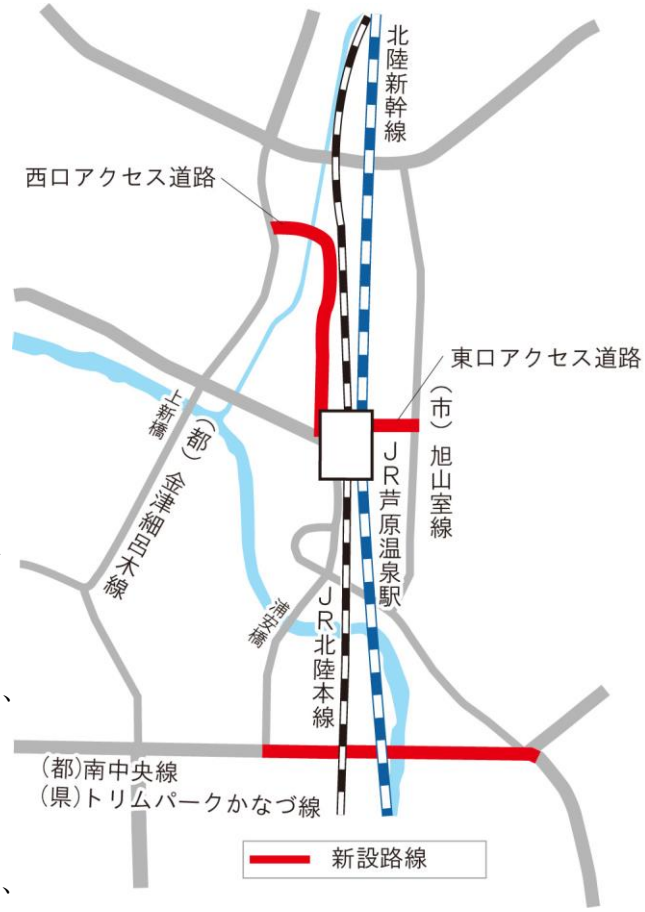

■　新設路線の設置

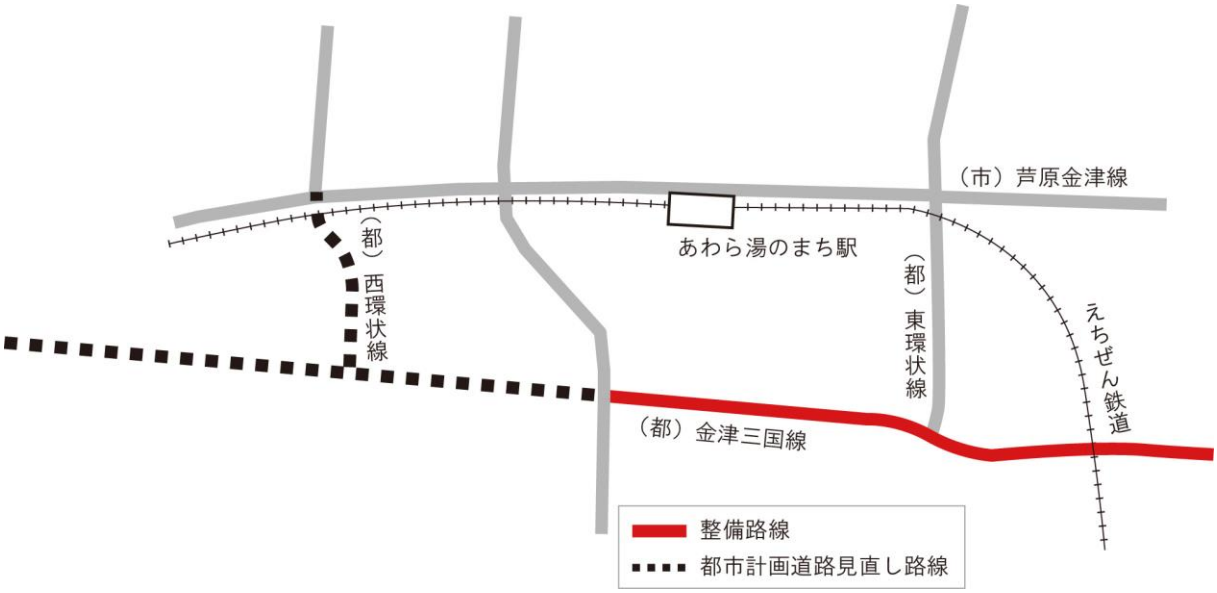

■　（都）金津三国線と都市計画道路の見直し

（4）歩行者・自転車のネットワークの方針

主要な拠点間や市街地間を快適・安全に選択できる自転車ネットワークや歩行者ネットワークを構築します。

①自転車ネットワークの整備方針

◇自転車交通のネットワークの形成と走行空間の整備

・ＪＲ芦原温泉駅、北潟湖畔、北部丘陵地、あわら温泉、金津創作の森など、主要な資源や施設を結ぶ自転車ネットワークを設定し、道路の拡幅改良等に伴う走行空間の確保や北潟湖畔公園などの園路の活用、サインや案内版の設置等により、観光面・日常面の両面で走行しやすい環境を形成します。

・石川県境に延びる北潟湖畔サイクリングロードの整備を促進します。

◇自転車利用の環境整備

・ＪＲ芦原温泉駅やあわら湯のまち駅、北潟湖畔公園や芦原温泉街、金津創作の森など、多くの人が集まる主要な施設において、貸自転車のターミナルの設置など自転車利用の環境整備を進めます。

◇自転車の利用促進

・景観や眺望のよい箇所における簡易休憩所の設置やサイクリングマップの作成、自転車関連イベントの開催など、自転車の利用を促進します。

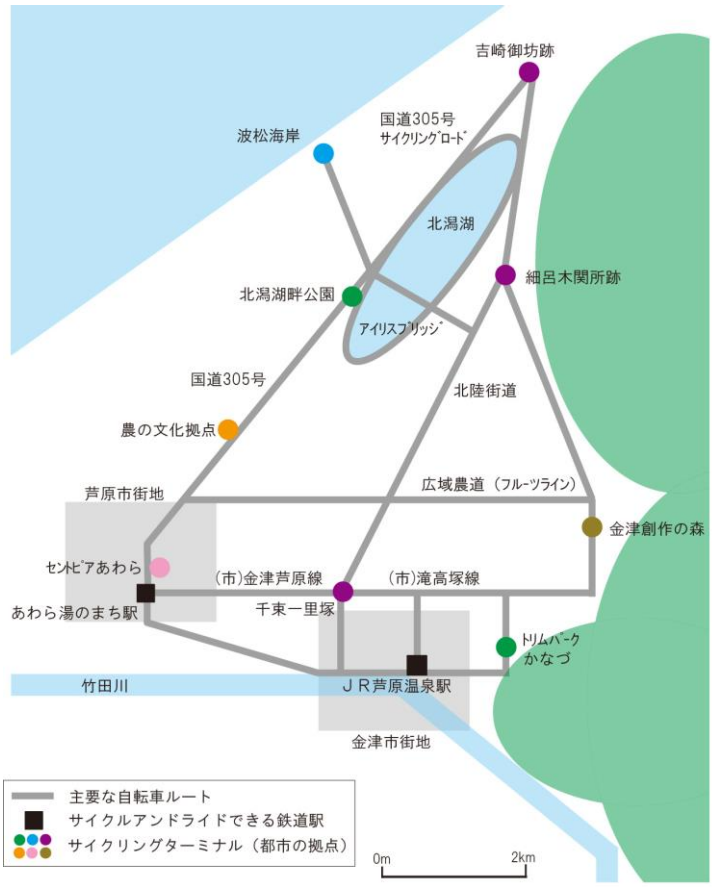

■　自転車ネットワークの配置パターン

②歩行者ネットワークの整備方針

■芦原市街地

◇温泉街の中心部を核とした主要な歩行者軸の設定

・あわら温泉湯のまち広場やセントピアあわら、旅館の集積するエリアを中心に、にぎわいと回遊性の創出を目指して「温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり」を進めています。今後も、主要な歩行者軸を設定し、植樹帯の設置やオープンスペースを利用した温泉街の特性を生かしたたまりの場の創出などにより、にぎわいと交流が生まれる歩行者空間の整備を推進します。

・芦原温泉街の中心部は、歩行者優先ゾーンとし、中心市街地の縁辺部に駐車場（フリンジパーク※）を設置し、温泉街へは徒歩や自転車で移動するシステムを構築し、自動車の流入を抑制します。

◇日常生活軸の設定

・芦原小学校や湯のまち公民館等の公共公益施設、商店、公園・緑地といった施設を結ぶ日常生活軸を設定し、コミュニティ道路※など誰もが安全に歩いてアクセスできる歩行者空間の整備を進めます。

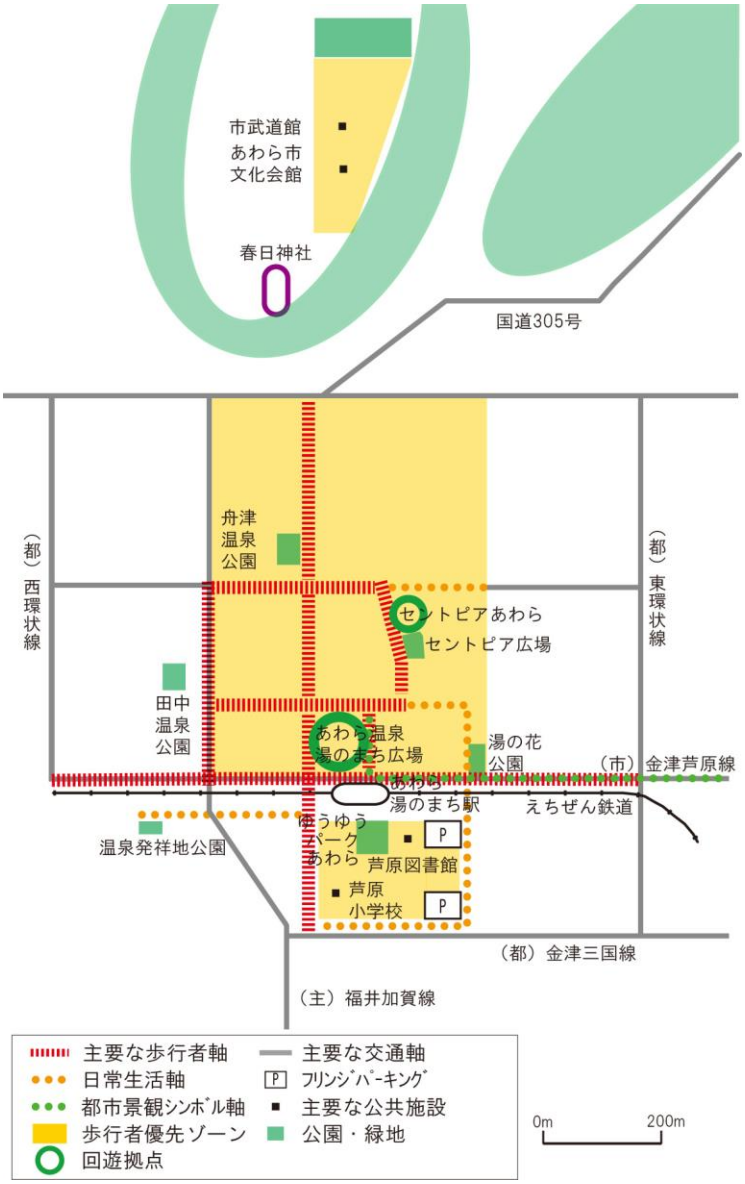

■　芦原市街地の歩行者軸の配置パターン

■金津市街地

◇ＪＲ芦原温泉駅の新幹線駅開設を踏まえた歩行者軸の設定

・東西自由通路（市道 829 号線）をはじめ、金津本陣にぎわい広場や空閑地における駐車場や新規機能の導入も含めた歩行者軸を設定し、緑化やモール化※、たまりの空間の確保などにより（都）金津三国線と一体的な歴史と水と緑が美しい歩行者空間の整備を進めます。

◇竹田川を生かした歩行者空間の創出

・竹田川河川敷を利用したウォーキングコース、ジョギングコースを設定し、沿道の緑化や植樹、簡易休憩所の設置などにより、歩行者空間の整備を進めます。

◇北陸街道を生かした歴史文化軸の設定

・千束一里塚から市街地の神社・仏閣を結ぶ北陸街道は、歴史性を生かしたサインや案内板の設置などにより歴史文化の薫る歩行者空間の整備を進めます。

◇日常生活軸の設定

・あわら市役所や中央公民館などの公共公益施設、教育施設、福祉施設や商店街といった施設を結ぶ日常生活軸を設定し、だれもが安全に歩いてアクセスできる歩行者空間の整備を進めます。

◇ユニバーサルデザイン※の推進

・駅、道路、公園、公共施設など公的な空間、商業施設等の不特定多数の人が集まる空間は、段差の解消、スロープの設置、十分な幅員の確保、エレベーターの設置など、安全に快適に移動できる空間づくりを進めます。

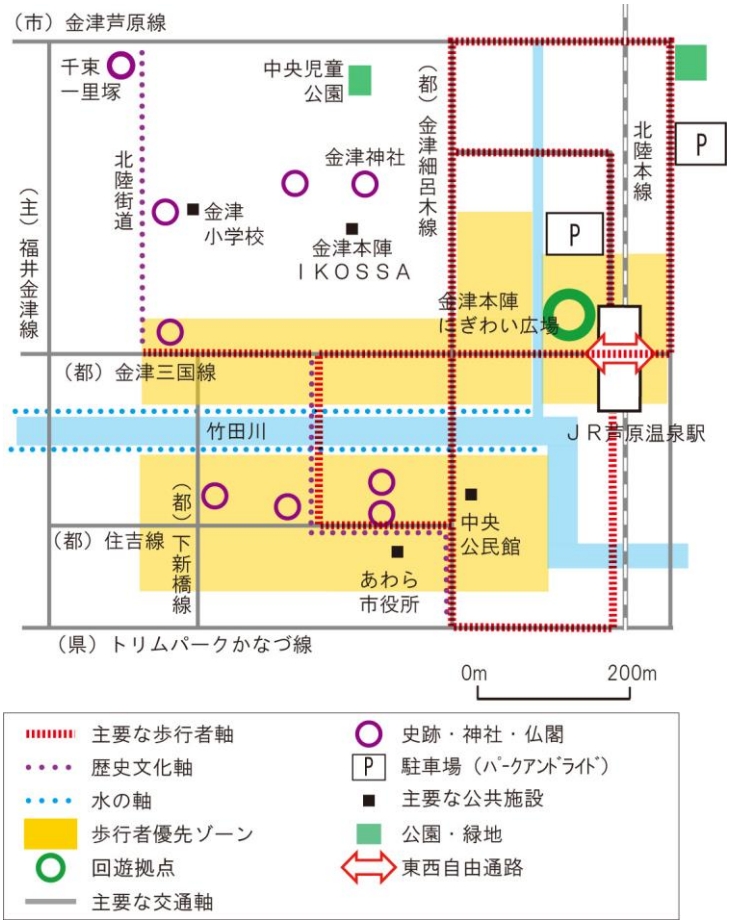

■　金津市街地の歩行者軸の配置パターン

（５）公共交通の方針

路線バスは、通勤や通学、買い物、通院など日常的に不可欠な公共交通として、今後も維持するとともに、観光客への利便性向上に努めます。

デマンド交通は、市街地内や公共交通機関の空白地など路線バスではカバーしきれない部分を担う交通システムとして、だれもが利用しやすい自由度の高い運行に努めます。

（６）駅広場、駐車場、駐輪場の整備の方針

①ＪＲ芦原温泉駅

ＪＲ芦原温泉駅周辺は、嶺北北部及び本市における都市活動の拠点として、北陸新幹線などの整備を踏まえ、都市機能の導入と交通結節点機能を強化します。

■駅広場

・西口広場は、本市及び嶺北北部地域の交通ターミナル拠点として、金津本陣にぎわい広場と「ａキューブ」の整備に引き続き、新幹線、在来線、バスなどの交通結節機能及びにぎわい交流をテーマにしたコミュニティ機能と情報発信機能を併せ持つ新規の複合的な機能を導入します。

・東口広場は、北陸自動車道や国道８号など市の東部からの自動車交通との交通結節機能を強化し、東側の住宅環境に配慮しながら、駅舎、アクセス道路と一体感のある空間を形成します。

・東西市街地の一体化を図るため、東西自由通路を整備します。

■駐車場・駐輪場

・駐車場は、駅西、駅東の空閑地において駐車場を確保し、公共交通機関を利活用しやすいパークアンドライド※を推進します。

・西口、東口ともに駐輪場を確保し、サイクルアンドライド※を推進します。

ＪＲ芦原温泉駅

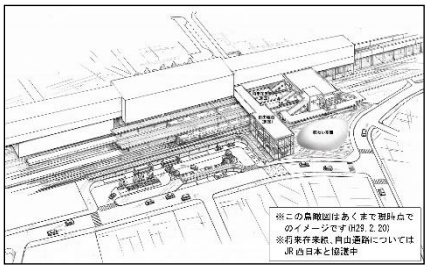

ＪＲ芦原温泉駅
西口広場の整備イメージ

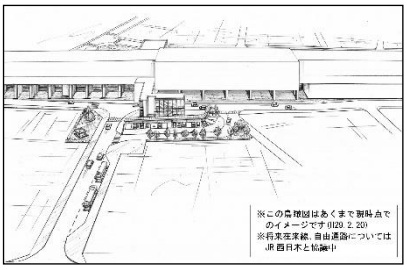

ＪＲ芦原温泉駅
東口広場の整備イメージ

（資料：芦原温泉駅周辺整備基本計画（改訂））

②えちぜん鉄道あわら湯のまち駅

えちぜん鉄道あわら湯のまち駅周辺は、通勤や通学、買い物、通院などだれもが移動しやすい交通結節機能を強化するとともに、温泉街ならではの情報発信や市民の交流、にぎわいの拠点として多目的な機能を導入、強化します。

■駅広場

・北口広場は、バスやタクシー、自家用車の乗降機能を中心に配置するとともに、あわら温泉湯のまち広場と一体となって、温泉街としての情報発信や市民の交流、にぎわいの場として、イベント・レクリエーションなど多目的に利用できる施設環境づくりを進めます。

■駐車場・駐輪場

・駅南側は、駐車場を確保し、利活用しやすいパークアンドライドを推進します。
・駅北口、駅南口ともに駐輪場を確保し、サイクルアンドライドを推進します。

えちぜん鉄道あわら湯のまち駅

3）水と緑のネットワークの方針

水や緑の空間は、日常生活に潤いややすらぎをもたらすだけではなく、災害時の防災機能、長寿・福祉社会への対応、環境の保全や自然との共生、レクリエーション活動、景観形成、コミュニケーションの場など多様な役割を備えています。

公園や親水空間は、この役割を踏まえた配置や質の高い整備を進めるとともに、市民と企業と行政が一体となって花と緑、水のあふれる美しいまちづくりを進めます。

（1）水と緑のネットワークの基本方針

□貴重な自然環境の保全と緑地の創出

刈安山・風谷峠・剱ヶ岳の尾根筋などの森林環境、及び北潟湖や竹田川などの河川環境を保全するとともに、土採取などにより緑地が減少した部分は、緑化の回復を推進します。

□公園・緑地の確保、オープンスペースの緑化

都市公園は、既成市街地において量・数ともに少ないことから、身近に憩える街区公園を適正に配置し、災害時の防災機能、日常的なやすらぎや潤い、レクリエーションなど多様な機能を持たせた公園として整備するとともに、緑地の整備やオープンスペースの緑化を推進します。

□魅力的な公園の創出

トリムパークかなづや北潟湖畔公園は、環境保全やレクリエーション、防災など多様な機能を充実させるとともに、市の核となる公園として位置付け、長時間楽しめる環境づくりを進めます。

□親水空間の創出

波松海岸や北潟湖、竹田川の河川敷や堤防は、憩いの空間や散策路などの整備により親水空間づくりを進めます。

□市民農園や観光農園の設置

既存の農地や果樹園を多目的に活用するため、市民農園や観光農園の設置により、美しい農業風景、都市間交流、コミュニティの場など交流を生み出す拠点づくりを進めます。

□市民が主体となった緑化の推進

市民が主体となった民有地や植樹桝、温泉街、商店街の緑化や企業による工場、事務所の緑化など市民・企業・行政の協働による緑化活動を展開します。

（2）公園・緑地の配置方針

都市全体の公園・緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの観点から、系統的な配置および効率的な利用ができるように適切に配置、整備します。

保存樹、保存樹林、市民緑地、緑地協定、屋上緑化、市民農園・観光農園、コミュニティガーデンなど幅広い視野で公園・緑地のネットワークを形成します。

分類	種別	種別	名称	位置付けと配置の方針	整備にあたって重視すべき機能			
					環境	レクリエーション	防災	景観形成
施設緑地	都市公園	街区公園	ゆうゆうパークあわら	周辺住民が日常的に利用したり、温泉街に訪れた人が散策する公園として位置付け、質の向上や適正な維持・管理に取り組みます。		◎	○	
			舟津温泉公園			◎	○	
			田中温泉公園			◎	○	
			温泉発祥地公園			◎	○	
			東公園			◎	○	
			西公園			◎	○	
			二面1号公園			◎	○	
			二面2号公園			◎	○	
			二面3号公園			◎	○	
			中央児童公園	周辺住民が日常的に利用する公園として位置付け、質の向上や適正な維持・管理に取り組みます。		◎	○	
			駅前児童公園			◎	○	
			春日児童公園			◎	○	
			向山児童公園			◎	○	
			名泉郷児童公園			◎	○	
			坂ノ下児童公園			◎	○	
			若葉台街区公園			◎	○	
			住吉街区公園			◎	○	
			新用街区公園			◎	○	
			新街区公園			◎	○	
			汀児童公園	周辺住民や訪れた人が利用する公園として、質の向上や適正な維持・管理に取り組みます。		◎	○	
			昭和公園			◎	○	
			新設公園	6箇所程度、適宜、両市街地に配置します。		◎	○	
		近隣公園	クレヨンランドかなづ	近隣住民が日常的に利用する公園として、運動、休養などのレクリエーション拠点として位置付けます。		◎	○	◎
			新設公園	芦原市街地への配置を検討します。		◎	◎	◎
		地区公園	北潟湖畔公園	環境や自然体験、休息、散歩などに利用する公園として位置付けます。	◎	◎	◎	◎
		総合公園	トリムパークかなづ	休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用する公園として位置付けます。		◎	◎	◎

分類	種別	種別	名　　称	位置付けと配置の方針	整備にあたって重視すべき機能			
					環境	レクリエーション	防災	景観形成
施設緑地	都市公園以外の公園		湯の花公園	周辺の住民が日常的に利用する公園として位置付け、質の向上や適正な維持・管理に取り組みます。		◎	○	
			ひだまり公園			◎	○	
			桜ヶ丘公園			◎	○	
			ふれあい公園			◎	○	
			竹田川河川公園		◎	◎	○	
			新町金山公園			◎	○	
			北潟湖畔花菖蒲園	環境や自然体験、休息、散歩などに利用する公園として位置付けます。	◎	◎	○	◎
			刈安山森林自然公園		◎	◎	○	◎
			あわら夢ぐるま公園		◎	◎	○	◎
	民間施設緑地		市民農園 観光農園	農の文化拠点として位置付けます。	◎	◎		◎

①環境保全系統別の配置・整備方針

水源涵養（かんよう）や大気の浄化、貴重な植生や生態系の生息する森林や北潟湖、竹田川など、本市のベースとなる森林緑地や河川を保全します。

◇都市の骨格となる緑の保全

・刈安山・風谷峠・剱ヶ岳が連なる山地の尾根筋、波松海岸と松林の一帯は、都市の骨格的な緑地として保全します。

◇多様な自然環境や生態系の保全

・北潟湖や竹田川などの河川は、生息する貴重な生き物や植物が息づく自然環境の保全・観察・交流の場として位置付け、葦（あし）の浄化などによる水質の保全・改善を図るとともに、森林や田園、市街地を結ぶ水と緑の軸として沿岸や河川空間を緑化します。

◇緑地の回復と創出

・土採取や開発によって削り取られた山地は、斜面緑化および適正な植樹により緑地を回復します。

観音川（北潟湖上流部）

権世川（竹田川上流部）

②レクリエーション系統緑地の配置・整備方針

身近に憩える街区公園※や近隣公園※を確保するとともに、利用者のニーズに沿った質の高い公園の充実・再整備を進めます。また、地区公園※や総合公園※は、広域圏の利用者も視野に入れた多様なレクリエーションが楽しめる機能の充実や魅力づけを行います。

◇身近に憩える公園・緑地の配置

・歩いて身近に憩える住区基幹公園※を市街地へ適正に配置するとともに、既設公園は、緑陰樹や遊具などニーズに応じた要素を取り入れ魅力的で利用しやすい機能を充実します。

◇広域的なレクリエーション空間の充実

・トリムパークかなづや北潟湖畔公園、あわら夢ぐるま公園は、市民や広域的な利用者を対象に、四季の彩りを感じる植栽や多様な利用目的を楽しむスポーツやレクリエーションの場として位置付け、機能を充実します。

トリムパークかなづ

◇自然体験型レクリエーション空間の充実

・刈安山森林自然公園や波松海岸、北潟湖畔、竹田川など自然の植生や生態系が豊かな公園や水辺空間は、自然体験型のレクリエーションの場として位置付け、環境を整備します。

・竹田川河川公園の整備を促進します。

竹田川河川公園

◇市民農園、観光農園の創出

・丘陵地一帯の優良な農地は、農業を通したエコロジー、食、コミュニケーションなど多様な交流・体験の場として位置付け、市民農園や観光農園の設置を推進します。

③防災系統緑地の配置・整備方針

洪水や地震などの災害を未然に防止するため、森林や河川を保全するとともに、公園やオープンスペースを活用した災害に強い都市構造を構築します。

◇災害防止のための緑地の確保

・土砂崩れや洪水など災害を防止するため、森林の計画的な植樹や斜面緑地の保全、土採取跡を緑化します。

◇防災拠点やオープンスペースの緑化

・トリムパークかなづや北潟湖畔公園は、防災公園としての機能を拡充するとともに、市街地内のオープンスペースを適宜確保し、延焼防止や一次避難地として整備を進めます。

◇市街地の骨格となる緑地の配置

・住宅や旅館が集積する市街地は、火災時における安全な避難路の確保や延焼を防止するため、街路樹の整備を進めるとともに、公園・緑地や河川と連続し市街地の防災性を高める緑のネットワークを形成します。

④景観形成系統緑地の配置方針

多彩な自然が織り成す景観は、市のイメージを高める貴重な資源として位置付け、保全・創出するとともに、都市のシンボル的な空間づくりを進めます。

◇魅力ある拠点空間や景観軸の創出

・刈安山森林自然公園、北潟湖畔公園、金津創作の森は、水と緑による魅力的な空間づくりを進めます。

・点在した拠点を結ぶ国道や県道、広域農道（フルーツライン）を景観軸として位置付け、周辺の自然景観と調和した連続的な景観を形成します。

◇優れた眺望の保全と活用

・刈安山森林自然公園や北部丘陵地、波松海岸、田園は、その優れた眺望を保全するため、景観を阻害する建物や看板を抑制し、訪れた人が安らぎを感じる空間づくりを進めます。

北部丘陵地の風景

◇都市の風格を高める自然環境の保全

・トリムパークかなづ南側の里山は、市街地近郊における貴重な自然環境として、風致地区や緑地保全地区としての保全を検討します。

◇保存樹、保存樹林の保全と啓発

・天然記念物に指定されている樹木は、地域の宝として保全するとともに文化的・歴史的な価値について、広く啓発します。

・寺社林や民家の屋敷林は、巨木や生育状況が良好な樹木・樹林について、文化財の指定や所有者への啓発により保全します。

◇都市景観※の創出

・ＪＲ芦原温泉駅は、新幹線駅の開設に併せ、福井県の北の玄関口および本市の顔として、緑豊かな駅周辺の景観を形成します。

・芦原温泉街は、民有地や公共施設、オープンスペースの緑化を進めるとともに、植樹帯やプランターの設置などによる歩行者軸の緑化により、水と緑あふれる都市景観を創出します。

■ 都市全体の公園・緑地の方針図

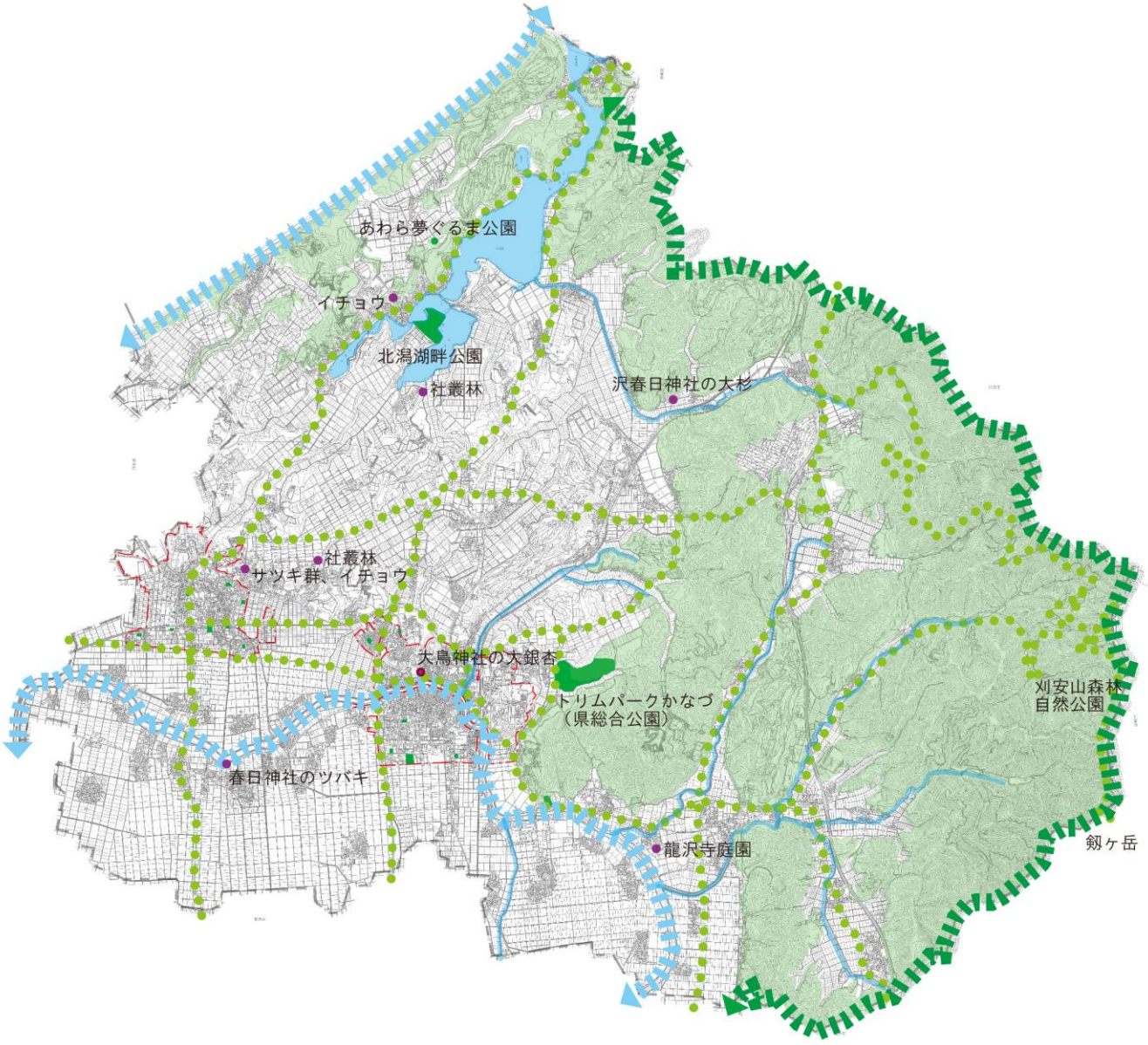

市界
用途地域
保全緑地
河川
まちを縁取る骨格軸
水と緑のネットワーク
公園・緑地
保存樹・保存樹林等

0 500 1,000 2,000m
N

（３）施設緑地の整備方針

都市公園

市街地（用途地域内）は、歩いて身近に憩うことのできる公園・緑地の確保に努め、公園づくりから維持管理に至るまで、市民の主体的な参加や協力によって地域に親しまれる公園を整備します。

本市の市街地における都市公園は、用途地域内に 19 箇所（5.15ha、3.99 ㎡/人）整備されています。今後は、両市街地で身近な公園が不足している場所を中心に、街区公園や近隣公園を配置していきます。

これらの公園と既存の公園面積と合わせて 7.65ha/11,600 人＝6.59 ㎡/人の水準を目指します。これは、都市公園法施行令第１条による、市街地住民一人当たり都市公園の敷地面積の標準 5 ㎡/人以上に相当します。

【参考】　望ましい公園緑地の整備目標（用途地域内）

2015 年（平成 27 年）

種別	市街地	名称	面積(ha)
街区	芦原	ゆうゆうパークあわら	0.62
		舟津温泉公園	0.27
		田中温泉公園	0.16
		温泉発祥地公園	0.13
		東公園	0.18
		西公園	0.19
		二面１号公園	0.22
		二面２号公園	0.19
		二面３号公園	0.20
	金津	中央児童公園	0.24
		駅前児童公園	0.22
		春日児童公園	0.05
		向山児童公園	0.29
		坂ノ下児童公園	0.21
		住吉街区公園	0.17
		新用街区公園	0.19
		新街区公園	0.17
		若葉台街区公園	0.15
近隣	金津	クレヨンランドかなづ	1.30
合計①			**5.15**

用途地域内人口（2016.3.31現在）	12,907人
一人当たり公園面積	**3.99㎡/人**

2025 年

種別	市街地	名称	面積(ha)
街区	金津	新設公園	0.25
	芦原	新設公園	0.25
近隣	芦原	新設公園	2.00
合計②			**2.50**

2025年　合計①+合計②	**7.65ha**
2025年　用途地域内人口	11,600人
2025年　一人当たり公園面積	**6.59㎡/人**

※用途地域内人口は、福井県都市計画区域マスタープランにおける人口

ゆうゆうパークあわら

■ 芦原市街地の水と緑のネットワーク

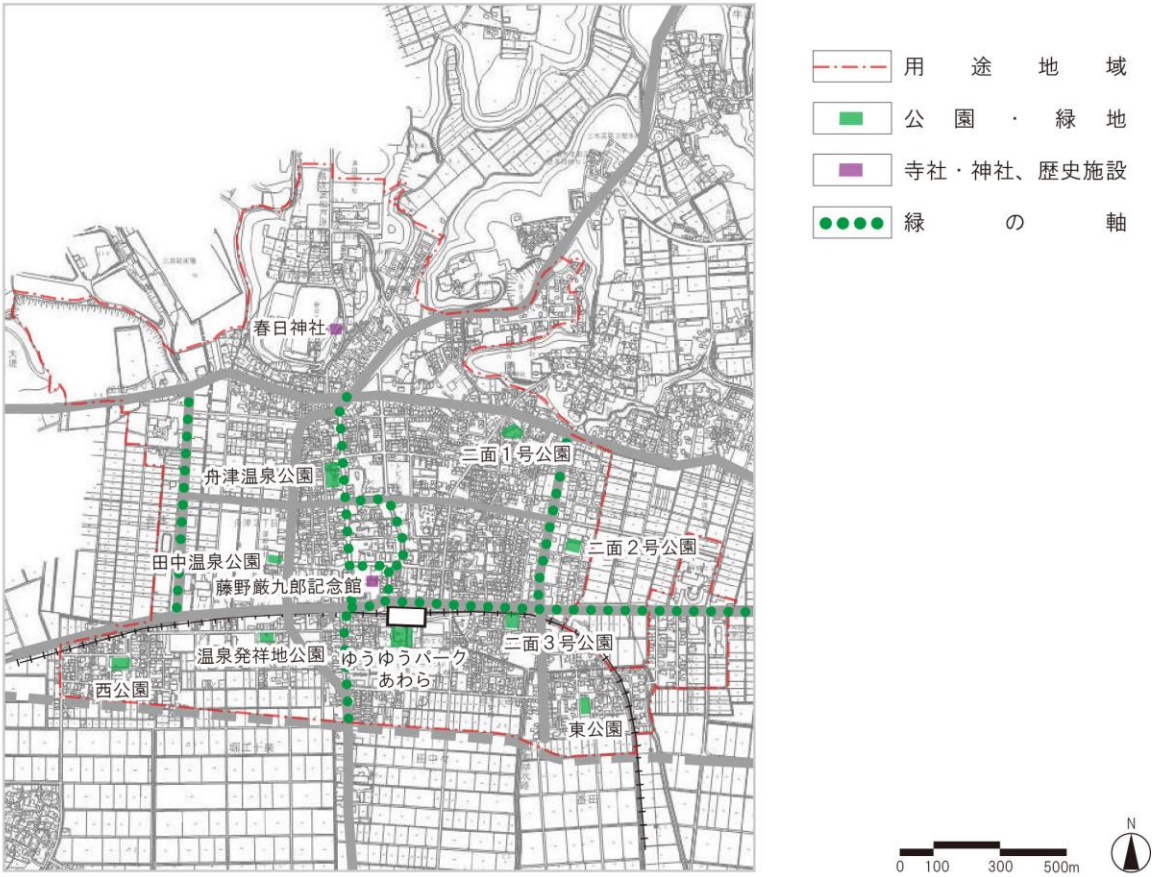

■ 金津市街地の水と緑のネットワークの方針図

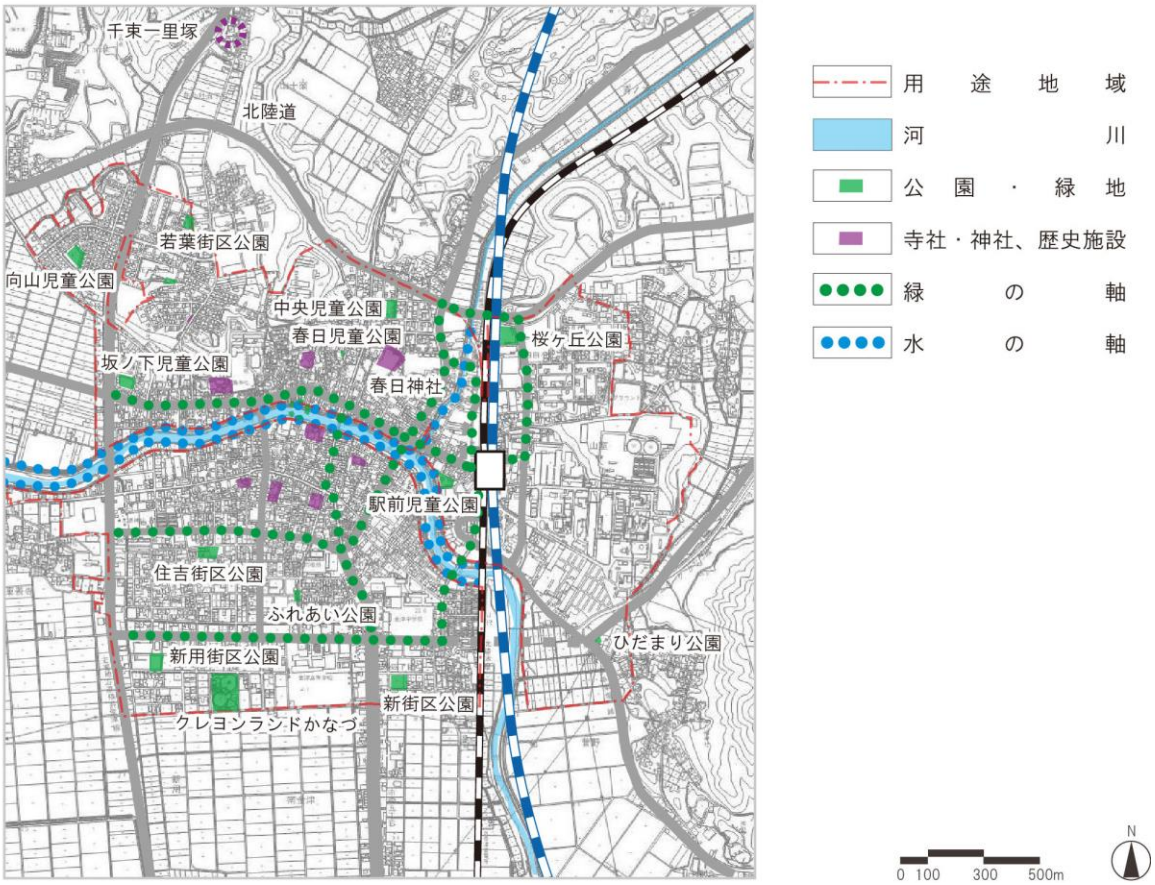

４）景観づくりの方針

わが国では、これまでの経済性・効率性・機能優先を重視した美しさへの配慮を欠いた景観が見直され、一層美しい都市づくり、地域づくりが求められています。豊かな生活の実現に向けて、自然や風土、歴史や文化に根ざした景観の形成は、新たな価値として欠くことができないものとなっています。

本市では、2012 年（平成 24 年）に「あわら市景観計画」を策定し、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて定め、市民と行政と事業者による協働の景観まちづくりに取り組んでいます。今後も引き続き、本市固有の景観の保全、調和、創出によって、美しい景観づくりを推進します。

（1）景観まちづくりの基本目標

□多彩な自然風景を守り、育み、生かす

深い森林からなだらかな丘陵地、北潟湖、日本海を臨む海辺、広大な田園と昔ながらの集落という多彩な自然が変化に富んだ景観は、農業、林業、漁業に携わる人々が、自然を敬う営みの中で、季節ごとに味わいのあるふるさとの原風景を創りあげています。これらの多彩で貴重な自然景観や生態系を守り、それぞれの自然や地域が連続的な物語として、次世代へとつなげる風景づくりを進めます。

□歴史的な景観を守り、伝え、新たな文化を育む

吉崎御坊跡や宿場町としての歴史を今に伝える北陸街道、数多く点在する寺社仏閣、天然記念物となっている大木や史跡、金津祭の本陣飾りなど、物語性のある資源が数多くあるほか、金津創作の森による現代美術や市民の文化芸術活動など新しい文化を創造する資源もあります。

まちの個性として息づいてきた歴史や文化を受け継ぎ、今の暮らしに生かしながら、次世代とともに愛着と誇りを育むまちの景観づくりを進めます。

□まちの個性を創造する景観づくり

金津市街地では、緑豊かな駅前空間や歴史文化資源、竹田川を生かした回遊性のある景観まちづくりを進めます。

あわら温泉街では、空き店舗・空き地・空き旅館の発生、街灯の老朽化や緑化の不足などさまざまな課題を解決し、目指すべき将来像を明確にして、新しいあわら温泉街の景観づくりを進めます。

□住む人々と生活する風景で美しく愛着のあるまちをつくる

市内の各地に伝わる祭りや季節ごとの行事、風物詩は、あわら市民が景観を育む大切な要素です。また、人々が働く姿などの産業活動や季節の農産物もまちの雰囲気やふるさとの風景を創りだします。

このような人々の風習、暮らしや活動から生まれる生活風景を原動力にした景観まちづくりを進めます。また、市民･行政･企業の協働により、多くの市民がまちに関心を持ち、参加できるしくみづくりを進めます。

（２）景観の保全・誘導方針

都市全体を景観要素ごとに分類し、それぞれの特性に応じた景観の保全、整備を進めます。

①景観の配置方針

項　　目	景観
森　林　景　観	剱ヶ岳・風谷峠・刈安山からなる山並みとその後背となる白山連峰の豊かな森林環境と生き物を守ります。 土砂採取の規制や緑化活動により、もとの美しい山林の再生に取り組みます。
海　浜　景　観	波松海岸は、貴重な自然資源として日本海に面した美しい海岸と山林の緑が一帯となった美しい海浜景観を守ります。
湖沼・河川景観	北潟湖は、湖沼の植生や生態系に考慮した景観保全を行うとともに、北潟湖の風景が一望できる視点場や空間など眺望景観を楽しめる環境づくりや自然体験を楽しめる環境づくりに取り組みます。 竹田川は、水辺とその周辺の家並み、田園や山並みなどが一体となった景観の保全・形成に取り組みます。
丘 陵 地 景 観	白山連峰と市内の山々、樹林地・果樹園・畑地が折り重なる美しい農業風景を守ります。 丘陵地に立地する工場地などの建築物や工作物の色彩・意匠や周囲の植栽が丘陵地景観と調和した景観づくりに取り組みます。
田　園　景　観	広大な平野や里山の合間にある田園は、夕日や鉄道の風景、季節ごとの農作業風景など、季節や天候、人々の生活で培われている風景を守ります。農村集落に残る伝統的な農村風景に配慮する意識を醸成し、貴重な農村風景を受け継いでいきます。
住 宅 地 景 観	旧来の住宅地では、周辺の寺院や神社、竹田川など周辺の歴史資源や自然資源と調和した風情のある景観づくりに取り組みます。 新しい住宅地では、敷地内の緑化や建物の色彩・意匠への配慮、生垣などによる緑豊かな景観づくりに取り組みます。
都　市　景　観	JR　芦原温泉駅周辺は、市民主体による花と緑の景観づくりや灯りのまちづくりや福井県の北の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前景観づくりに取り組みます。 芦原温泉街では、旅館･店舗の色彩や意匠の統一、舗装･街灯のグレードアップ、ブロック塀から生垣・植栽への更新、案内板・サインの設置など、温泉情緒のただよう景観形成に取り組みます。
工 業 地 景 観	敷地内に豊かな植栽による緑化や色彩への配慮し、周辺の自然環境との調和に努めます。市街地内の工場地も緑化により周辺の住宅地との調和に努めます。
道 路 ・ 鉄 道 の　景　観	幹線道路は、市民はもとより来訪者にとっても愛着や誇りをもたらすシンボルとなるよう景観形成に取り組みます 田園を走る季節ごとに変化する沿線風景を持つＪＲ北陸本線やえちぜん鉄道は、看板の乱立を防止し、車窓からの眺望も意識した景観形成に取り組みます。

■ 景観の配置方針図

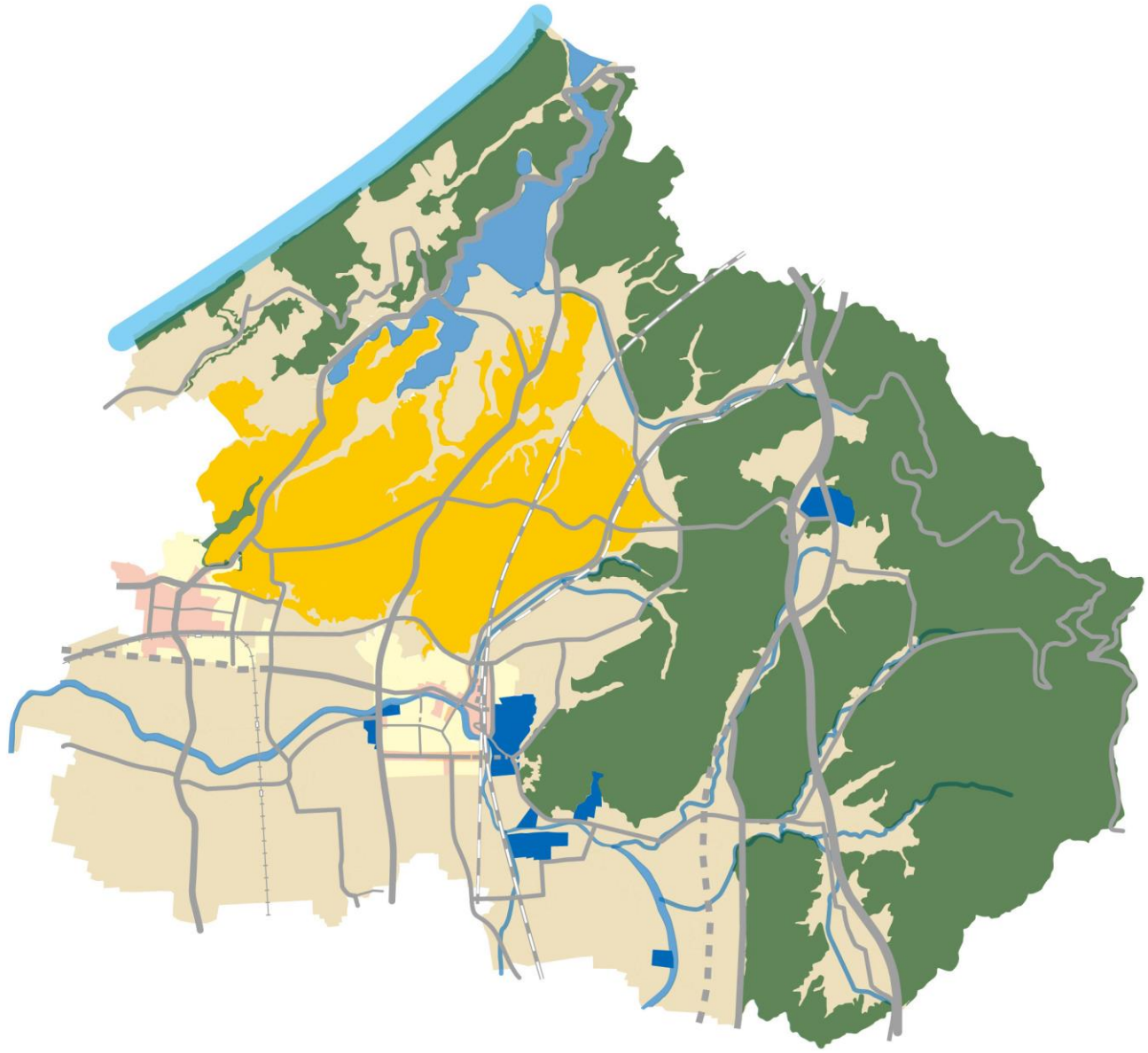

森　林　景　観
海　浜　景　観
河　川　景　観
丘　陵　地　景　観
農　村　景　観
住　宅　地　景　観
都　市　景　観
工　業　地　景　観
道路・鉄道の景観

（※）道路の破線は未整備区間

0　500　1,000　2,000m　N

（3）景観の整備、誘導方針

地域の自然環境や歴史、文化などに基づきエリアを設定し、個性ある景観を整備、誘導します。

■　景観整備の重点エリア

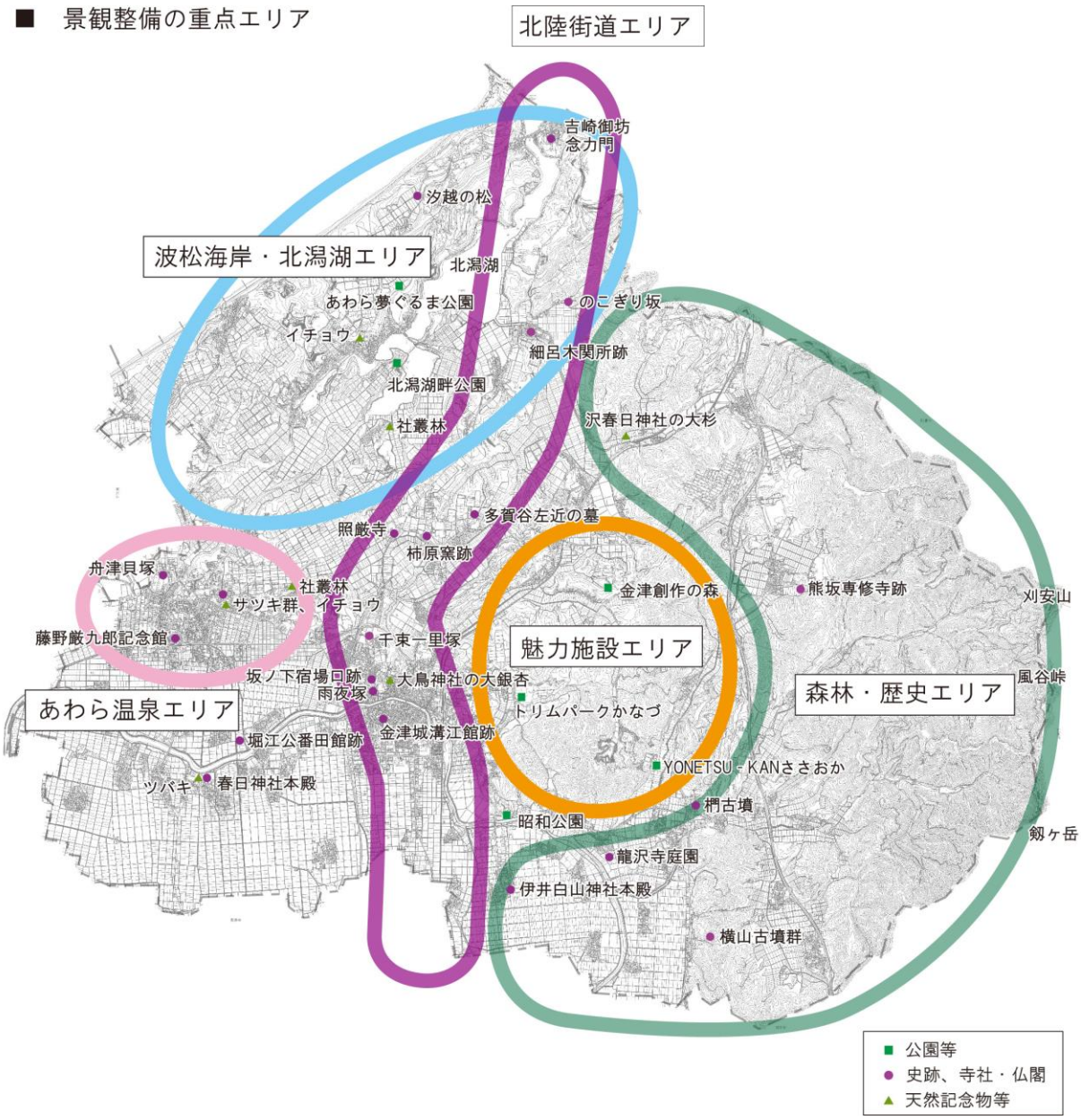

①森林・歴史エリアの整備方針

・刈安山、風谷峠、剱ヶ岳から坂井平野を見渡す視点場への誘導サインを整備するとともに、案内板、ベンチなどを設置し、視点場としての魅力づくりを進めます。

・森林地帯に点在する歴史資源は、豊かな森林環境と調和した誘導サイン・案内板を設置するとともに、森林と歴史が融合する空間づくりを進めます。

刈安山からの眺望

②波松海岸・北潟湖エリアの整備方針

・波松海岸は、眺望を楽しめる憩いの空間づくりを進めます。

・北潟湖周辺は、北潟湖畔公園から北潟湖を望む景観、国道 305 号や（主）福井加賀線、サイクリングロードから自動車や自転車を走行しながら望む景観、アイリスブリッジや周辺施設から望む北潟湖周辺景観、北潟湖の水面から舟やボートで陸地を望む景観、あわら夢ぐるま公園から北潟湖や白山を望む景観など、様々な視点場からの景観を踏まえ、総合的な景観形成を進めます。

・土採取跡の緑化、海岸や湖畔周辺のゴミの清掃除去、北潟湖沿岸や北潟湖畔公園の植樹や花植えなど、市民と協働による魅力的な景観を創造します。

波松海岸

北潟湖とアイリスブリッジ

③北陸街道エリアの整備方針

・北陸街道や吉崎道は、蓮如上人をしのぶ歴史的な風情が漂う細呂木関所跡、千束一里塚などの史跡を結ぶ歴史の道として修景や道標の整備を進めます。

・吉崎地区は、蓮如上人ゆかりの地として、歴史的建造物を保全するとともに、歴史的な街並み修景や御山全体の自然景観の保全や北潟湖を望む地形や眺望を確保します。

・金津市街地は、北陸街道や宿場町、市（いち）としてにぎわった歴史を踏まえ、寺社や史跡、天然記念物などの史跡を結ぶ誘導サインや案内板の充実により、歴史的な風情の漂う水と緑あふれる景観形成を進めます。

千束一里塚

誘導サイン

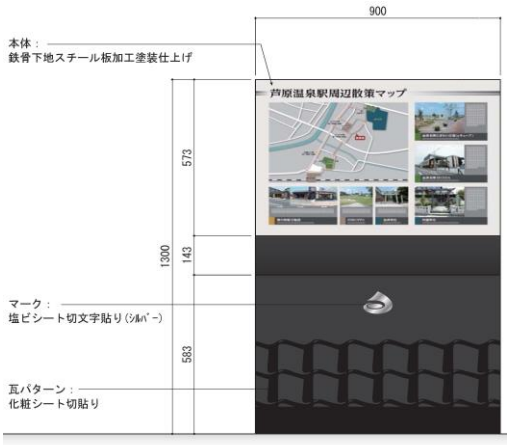

総合案内板

（資料：2016 年度散策路サイン工事）

④魅力施設エリアの整備方針

・金津創作の森、トリムパークかなづ、YONETSU－KAN ささおかなどが集積する魅力施設エリアは、それぞれの施設の連続性をもたせ、体験の楽しみを誘う誘導看板の設置や道路景観を創出します。
・金津創作の森は、豊かな森林環境における芸術文化の交流施設として、今後もアートと自然のフィールドが融合する洗練された空間づくりを進めます。
・金津創作の森で制作されるガラスや陶芸などを素材にした案内板やオブジェなどは、ＪＲ芦原温泉駅や市内各所の玄関口、歩行者ルート、都市の拠点における市内各地の景観サインや空間づくりのモチーフとして活用し、金津創作の森と街を結ぶ景観づくりを進めます。

金津創作の森

YONETSU－KAN ささおか

⑤あわら温泉エリアの整備方針

・芦原温泉街は、“あわららしさ”を演出できるシンボル的な場として位置付けます。
・あわら温泉湯のまち広場の整備に続き、空き地や空き家を生かした魅力的な拠点の形成を進めるほか、オープンスペースの緑化、民有地緑化、街並み修景整備により、歩いて回遊できるにぎわい空間づくりを進めます。
・空き地や道路空間を活用したシンボル景観の創出、街並み整備による温泉情緒漂う都市景観の形成に取り組みます。
・ＪＲ芦原温泉駅周辺においても、駅を降りたときからあわら温泉などの地域資源をイメージできる景観を形成します。

芦原温泉街の景観づくり

温泉街の夜景

□　住民主体の景観づくりの手法　□

●　緑地協定　●

市街地の良好な環境を確保するために、相当規模の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、緑地協定区域、保全または植栽する樹木等の種類とその場所、垣または柵の構造、管理に関する事項等の必要事項を定め、市長の認可を得て締結される協定です。

●　建築協定　●

建築基準法に基づいて、良好な環境を維持増進するために建築物の敷地・位置・形態・構造・用途・意匠または建築設備について協定することができます。

区域内の所有者等の全員合意が必要で、宅地開発時に開発業者が一人協定を締結して良好な住環境を形成することもできます。

５）公共公益施設の方針

公共公益施設は、合併により重複する施設もあることから適材適所に統廃合を進めるとともに、少子高齢社会への対応やユニバーサルデザイン化を推進し、環境問題へも対応した施設の整備を進めます。

（１）公共公益施設の基本方針

□公共公益施設の適正な配置

義務教育施設や認定こども園、市営住宅等の公立施設は軒並み更新時期を迎え、建替えを図っていくことが不可避となっていることから、今後の少子高齢化や財政状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、公共公益施設の長寿命化、統廃合と適正な配置に努めます。

□空き公共公益施設の活用

今後、統合や少子化、利用ニーズの低下などにより、発生する空き公共公益施設は、経済・文化や福祉、市民生活、コミュニティなど多様な分野において、市民のニーズを踏まえた利活用に努めます。

□ユニバーサルデザイン化の推進

建替えや改修時期を迎えた公共公益施設は、随時、高齢者や障害者はもとより、子ども、外国人などあらゆる人々が利用しやすいユニバーサルデザイン化※を進めます。

□環境に配慮した施設配置

新たな公共公益施設や産業廃棄物処理場などは、周囲の自然環境や営農環境に負荷を与えない配置とするとともに、環境にやさしい施設整備に努めます。

（２）公共公益施設の整備方針

金津市街地における市役所周辺は、行政サービスの拠点として、行政、教育、福祉、病院などの公共公益施設の集積を図ります。

芦原市街地は、にぎわいや交流の拠点として、文化、交流、学び、市民活動等の公共公益施設の集積を図ります。

その他の公共公益施設や地区公民館等は、まちや地域づくりの活動拠点や住民の交流拠点として積極的に活用します。

老朽化した教育施設等の移転や新築・改築に当たっては、教育環境、財政の見通し、少子化などを踏まえ、計画的に実施します。

公共公益施設を訪れる人が快適に施設を利用できるように周辺道路の誘導案内の整備や施設内の憩いの空間づくりなど総合的な環境づくりを進めます。

金津本陣ＩＫＯＳＳＡ

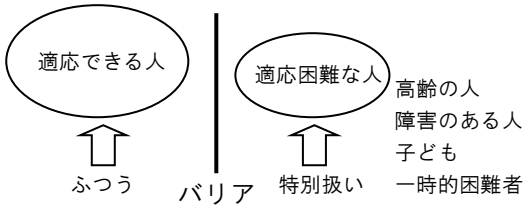

バリアフリーの発想

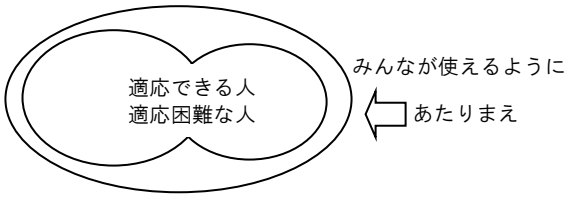

ユニバーサルデザインの発想

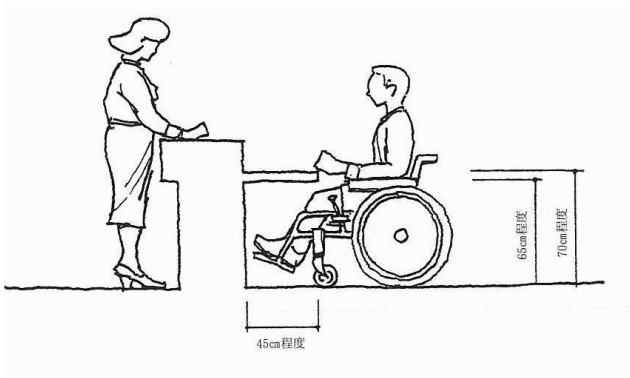

受付カウンターは車椅子使用者や子どもにも利用できる高さとする

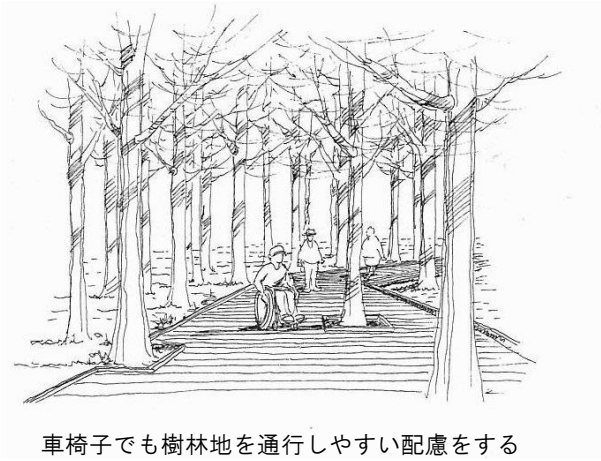

車椅子でも樹林地を通行しやすい配慮をする

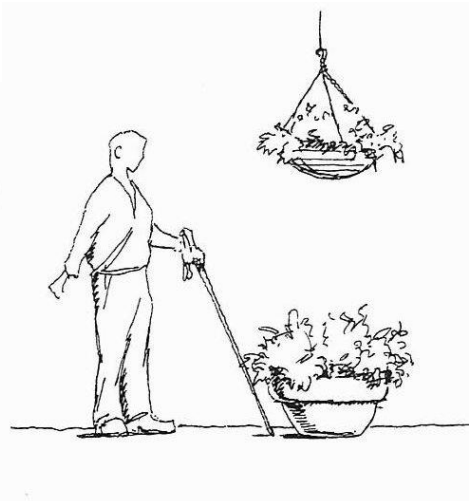

視覚障害者の通行の邪魔にならない位置に設置する。バスケットの下に花鉢等を設置し、白杖で障害物があることを事前に認知させる工夫をする

■　ユニバーサルデザインの参考例

（資料：みんなのための公園づくり
ユニバーサルデザイン手法による設計指針）

６）下水道の方針

下水道は、日常生活に不可欠な都市施設であり、自然環境の保全と衛生的で快適な生活環境づくりのため、地域の立地条件、人口密度、効率性を考慮しながら、順次整備します。

（１）下水道の基本方針

□公共下水道の整備の推進

地域の立地条件やニーズを踏まえ、段階的に整備し、早期の供用開始を促進します。特に、富栄養化対策が求められている北潟湖流域においては、水質保全と環境衛生の向上を図る観点から、整備と接続を進めていきます。

□関連事業との一体化

下水道整備を促進するため、道路整備や開発計画との調整を密にし、関連事業の一体化を進めます。

□雨水対策の推進

都市排水路や雨水幹線は、集中豪雨による浸水を未然に防止するため、危険度の高い地域から、順次整備します。

（２）下水道の整備方針

現在の汚水処理人口全体の普及率は 95.9%となっています。

公共下水道については、今後も引き続き笹岡等の未整備区域を中心に整備を推進するとともに、整備済区域については、接続を促進します。

農業集落排水処理施設については、将来的な公共下水道計画区域への編入など、事業の健全化を目指します。

	対象地区	区域/事業名	整備方針
公共下水道	芦原市街地周辺 坂井平野部集落一帯 金津市街地周辺、伊井地区	芦原第１～４処理分区 金津第１～３処理分区	公共下水道への接続の促進や適正な維持を図ります。
	北潟地区、波松地区 牛山区、吉崎地区 細呂木地区、	芦原第５～６処理分区 金津第４処理分区	公共下水道の整備を推進し、北潟湖や観音川の水質保全や生活環境の向上を図ります。
農業集落排　　水	青ノ木・宮谷地区 剱岳地区	農村総合整備モデル事業 農業集落排水事業	農業集落排水の適正な維持を図ります。

※青ノ木・宮谷地区は 2019 年、剱岳地区は 2017 年に公共下水道区域への編入予定です。
※整備区域に属さないところは合併浄化槽による整備を推進します。

●下水道事業の整備方針

公共下水道事業計画の概要

区分	芦原処理区	金津処理区
計画目標年次	2020 年	2020 年
計画面積	671.0ha	828.4ha
整備率	81.0%	70.0%
計画人口	11,350 人	15,950 人
計画汚水量	8,334 ㎥/日	10,612 ㎥/日
排除方式	分流式	分流式

※整備率は 2016 年（平成 28 年）３月末現在。

農業集落排水事業の概要

区分	青ノ木・宮谷地区	剱岳地区
計画面積（区域）	9.71ha	50.00ha
計画人口	340 人	1,070 人
計画汚水量	91.8 ㎥/日	288.9 ㎥/日

■ 都市全体の下水道の方針図

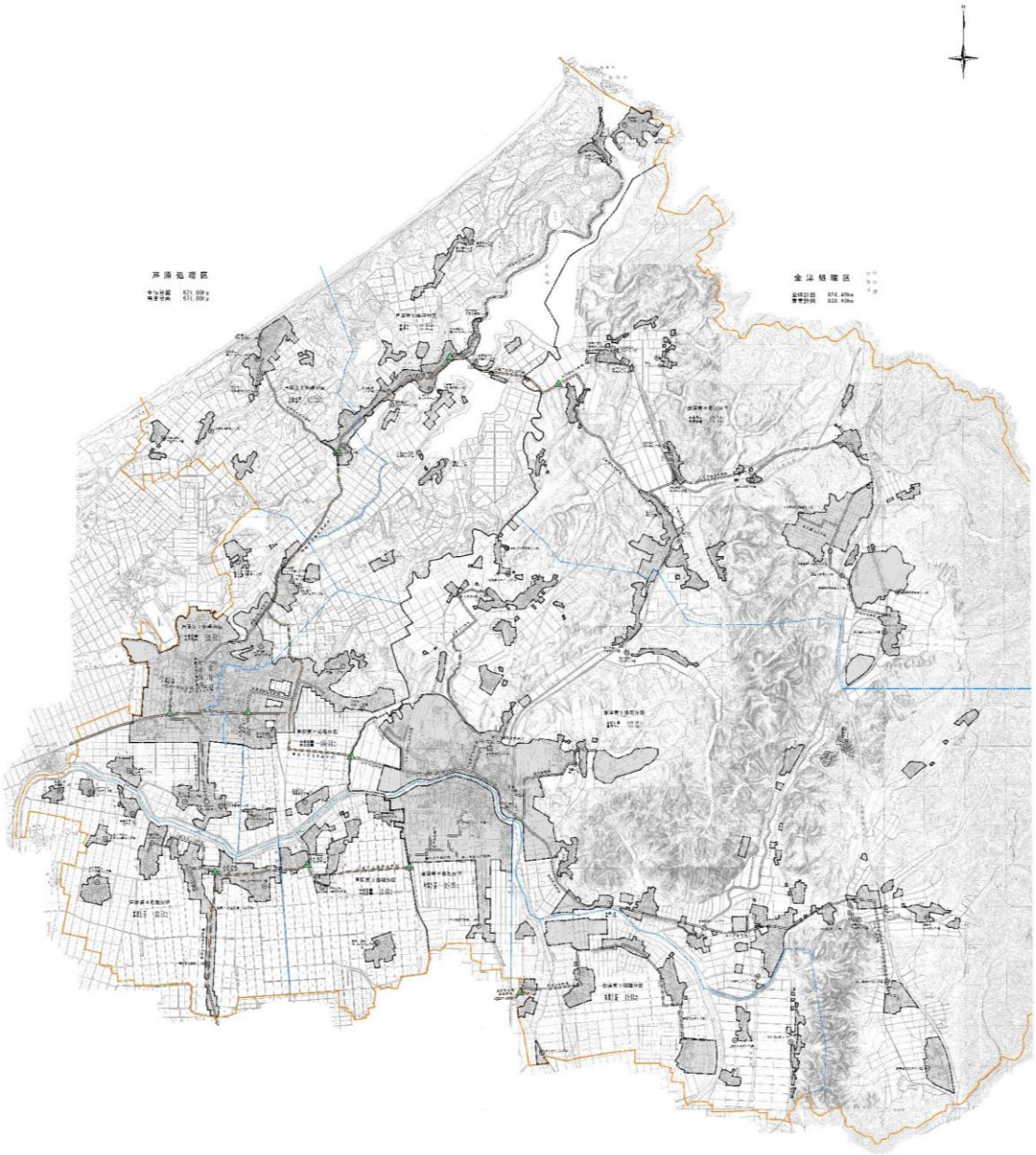

市　　界
処　理　区　界
処　理　分　区　界
計　画　区　域　界
幹　線　管　渠
流域下水道幹線
接続点番号　流域下水道接続点
P　汚水中継ポンプ場
Ⓟ　マンホールポンプ場

0　500　1,000　2,000m　N

7）都市基盤の長寿命化の方針

本市では、これまで道路や橋梁、公園、上下水道など、生活に不可欠な都市基盤の整備を推進してきましたが、老朽化や維持・更新費用の増大が大きな社会問題となってきています。

今後は、定期的な点検・診断等を行いながら、既存資産の有効活用とトータルコストの縮減を推進していきます。

（1）長寿命化の方針

橋梁や公園、市営住宅など、それぞれの長寿命化計画に基づき、計画的かつ適切な維持管理・更新を進めます。

上下水道など長寿命化計画が未策定の施設については、早急に計画策定を進め、適切な維持・修繕を進めます。

長寿命化更新した橋梁（宮前橋）

長寿命化更新した住宅（市営住宅旭団地）

８）防災のまちづくりの方針

住民の生命・財産を守るために、水害、地震、地滑り、火災などの災害に備えるとともに、災害が発生した場合の被害を最小限に食い止め、被災後の緊急救援活動に的確に対応できる安全で安心な防災のまちづくりを進めます。

（１）防災のまちづくりの基本方針

□自然災害に備えたまちづくり

大雨に備え、河川改修や下水道の整備を進めるとともに、洪水時の浸水状況と避難方法などを明確にした洪水ハザードマップ（浸水想定区域図）を活用した防災対策を進めます。

地滑り、崖崩れの恐れがある場所については、砂防および急傾斜地の指定を行い、治山治水対策を進めます。また、防災ガイドブック等を活用して、災害リスクの高い箇所の事前周知を徹底します。

□火災に強いまちづくり

芦原温泉街など住宅や旅館が集積する市街地は、建築物の不燃化を促進するとともに、消火活動の円滑化や被害拡大の防止につながる幹線道路の整備や避難路の整備を推進します。

□防災拠点・避難路の整備と充実

大規模な災害時に迅速かつ十分な対応が図られるよう、防災拠点・活動拠点となる施設や場所を整備、充実するとともに、一次避難地となる公園・緑地・オープンスペースの整備、公園の防災機能の強化に努めます。

災害時の緊急輸送や救援活動道路として主要な幹線道路の整備を推進するとともに、徒歩による安全な避難路の確保を推進します。

□自主防災の環境整備

災害発生時に円滑な情報発信、活動支援が図れるよう、防災行政無線など災害情報伝達の強化を推進するとともに、地域住民による自主防災活動のための環境整備を推進します。

（2）防災のまちづくりの整備方針

地域構造や土地利用の動向、道路網の整備、公園・緑地の配置を踏まえ、総合的に防災のまちづくりを進めます。

①自然災害に備えたまちづくり

◇計画的な土地利用の推進

・地形や地盤、災害特性に応じて土地利用の規制誘導を行います。

◇治山・治水対策

・森林が有する保水機能を向上させるため、保安林を保全・育成します。
・砂防指定地域は災害防止の緊急性の高い区域から、順次、整備します。
・土採取規制区域においては、土採取の適切な規制を行うとともに、土採取跡については緑化を進めます。

◇がけ崩れ災害対策

・急傾斜崩壊危険区域のうち、緊急性の高い区域から、順次、整備します。
・開発行為に伴う宅地造成地での災害防止を図るため、開発指導要綱等を通じて、規制・誘導を行います。

◇河川改修の推進

・河川改修を推進するとともに、市管理の準用河川においても災害に備えた管理を行います。

◇公共下水道の整備

・大雨や集中豪雨による浸水を防ぐため、雨水排水施設を整備します。

②火災に強いまちづくり

◇市街地の火災対策

・老朽化した木造建築物の不燃化の促進および建築物の移転敷地や空閑地の確保と有効利用を進めます。
・地区計画等の都市計画制度の活用による規制誘導を促進します。

◇広域幹線道路の整備

・災害時の緊急救援活動の円滑化と被害拡大の未然防止に向けて、広域幹線道路を整備します。

◇避難路の整備

・災害時に孤立化が予想される集落地域や主要動線で避難路となる道路の拡幅改良整備を進めます。
・沿道建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀の制限や生け垣化など、地区計画の導入による規制・誘導を行います。

◇建築物の耐震化、不燃化の促進

・主要公共施設の耐震化を推進するとともに、民間建築物の耐震化、不燃化を促進します。

③防災拠点・避難路の整備と充実

◇避難施設、避難場所の整備・充実

・避難施設として指定する公共公益施設のうち、小中学校や主要施設を防災拠点として位置づけ、避難生活に必要な物資や資機材の備蓄、災害弱者を受け入れる施設整備を進めます。

◇公園・緑地などの防災空間の整備

・災害時に広域避難地、一次避難地となる公園の整備や避難場所となる緑地を確保します。

④防災ネットワークの形成

◇道路の防災ネットワーク

・緊急輸送・救援活動道路として主要な道路の整備を進めます。

・徒歩による避難路の確保と整備を進めます。

◇緑地やオープンスペースの防災ネットワーク

・災害時の避難場所となる緑地やオープンスペースを結ぶ主要道路、歩行者系道路の整備を推進します。

◇地域コミュニティネットワーク

・集落や小学校区など地域住民による日常生活圏相互の防災活動ネットワークづくりを促進します。

避難場所の誘導サイン

⑤応急仮設住宅建設候補地等、応急一時的な土地利用候補地の選定

◇用途地拡大の必要性にかかわらない選定

・緊急かつ応急的な用途であり、建設の迅速性が求められるものであるため、被災者の救済を第１優先に考えます。

◇地域の意向を汲んだ議論の場の構築

・あらかじめ選定しておくことが望ましいですが、被災者となる地域住民の意向を汲むため、選定に当たって議論の場の構築を推進します。

◇用地選定の優先順位

ａ　市有地

ｂ　公園、空地、遊休農地の活用（ただし、効率性、経済性に留意します）

ｃ　ａ、ｂによっても不足する場合は、用途地域のほか、被災者の居住する各地区の既設住宅地の直近付近から選定します。

■ 都市全体の防災のまちづくりの方針図

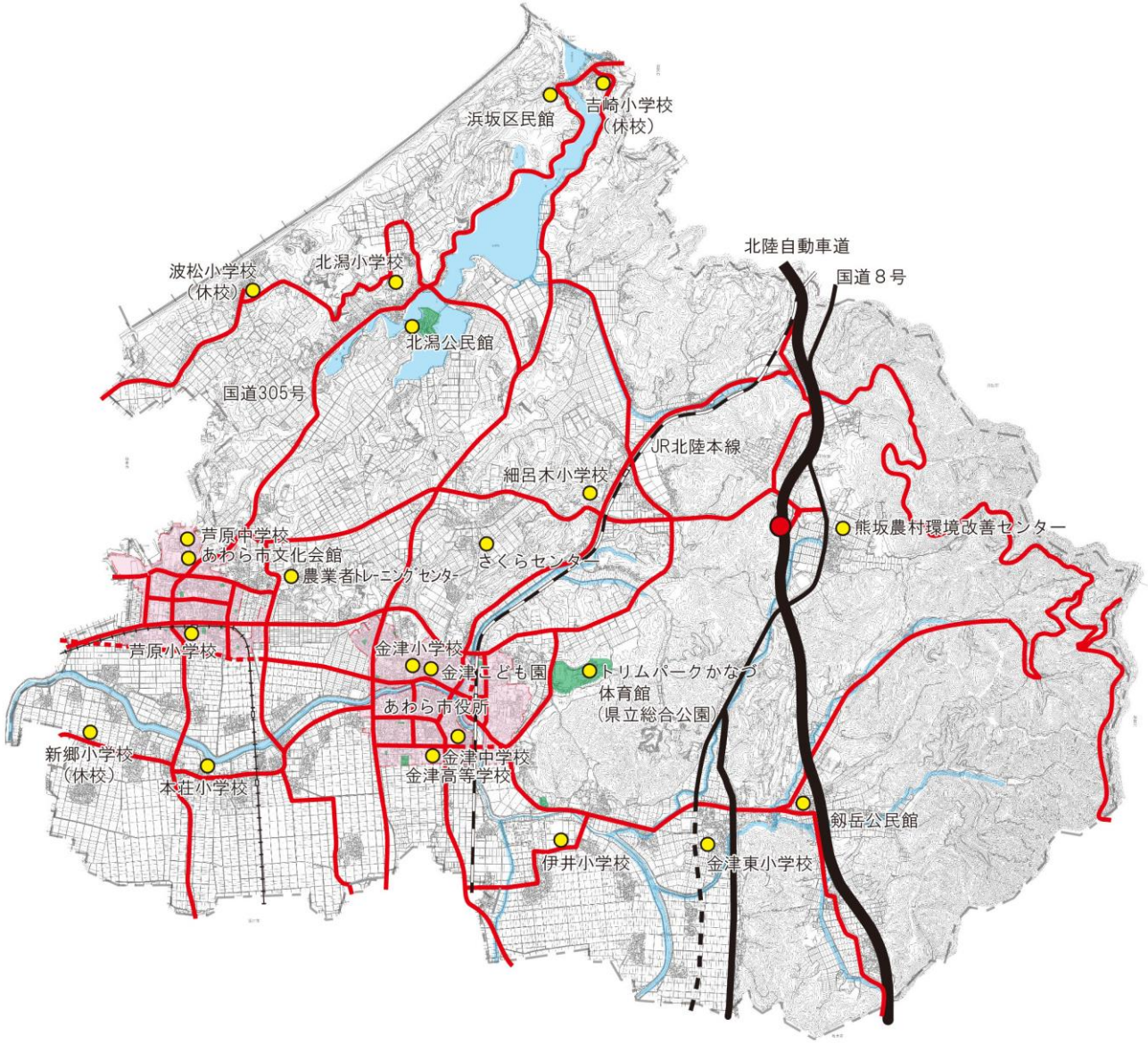

市界		避難場所（公園）	
用途地域		避難施設（洪水・地震）	
広域輸送道路		鉄道・駅	
避難路			
市街地			
河川			

（※）道路の破線は未整備区間

0 500 1,000 2,000m

N

実現に向けて

最終章　都市計画マスタープランの実現に向けて

地方分権の進展により、様々な施策展開が市民に身近なレベルで実施され、市民・ＮＰＯ※・事業者の行政への参画の機会が拡大しています。今後は、市民と行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いていきます。

１）市民と行政の協働によるまちづくりの推進

本計画は、市民と行政の協働によって策定し、将来像、目標、主要方策を共有するまちづくり、地域づくりの将来のビジョンであり、ビジョンで終わらせることなく、着実に実現していくためには、市民と行政の役割分担を明確にしながら、責任ある協働体制のもとでまちづくりを進めていくことが重要です。

①市民主体のまちづくり組織の推進

当初の策定時には、市民が主体となって地域独自のまちづくりの方針、主要方策を定め、実現に向けた市民と行政の役割分担を定めました。

その後、いくつかの地域において、公園や道路の維持管理、文化の伝承等の活動が始まっています。今後も、地域のまちづくりを企画、実施する組織の育成を図り、市民主体の地域づくりを積極的に推進します。

②ＮＰＯの育成と活動支援

テーマ型のまちづくりを推進するため、ＮＰＯの育成、活動支援、行政との協働のシステムづくりに取り組みます。

③支援制度の充実

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくり・地域づくり活動への助成支援やモデル事業の実施、専門家の派遣、活動拠点の設置など、市民が活動しやすい支援制度の充実を図ります。

④行政の推進体制

計画的、横断的、戦略的なまちづくりを推進するため、行政内部の調整を横断的に行う検討組織の強化を図ります。また、市民組織、事業者との連携体制を整え、効果的に魅力あるまちづくりに取り組みます。

⑤持続的なタウンマネジメント体制の推進

中心市街地においては、ＪＲ芦原温泉駅周辺整備基本計画など関連計画を踏まえ、タウンマネージャー※の積極的な活用や一般市民、商業者、専門家など多様な人材によるタウンマネジメント体制の推進に取り組みます。

2）まちづくりの主要方策と整備プログラム

まちづくりの実現に向け、市民と行政、事業所の役割分担と協力のもと、計画的・段階的に着実に進めていきます。

分野	推進施策	整備時期・重要度 短期→継続	協働イメージ 市民	行政
環境	環境基本条例の適正な運用	■■■■■■■■■■	◎	◎
	土採取規制区域の適正な規制、土採取跡の緑化	■■■■■■■■■■	◎	◎
	産業廃棄物処理場の適正な処理・運営	■■■■■■■■■■	○	◎
土地利用	用途地域の見直し	■■■■■■■■■■	○	◎
	農振農用地区域の見直し	■■■■■■■■■■	○	◎
	白地地域の適正な規制	■■■■■■■■■■	◎	◎
	丘陵地一帯の農地の保全と遊休農地の活用	■■■■■■■■■■	◎	◎
	市街地のコンパクト化の推進	■■■■■■■■■■	◎	◎
	土地区画整理事業区域の市街化促進	■■■■■■■■■■	○	◎
	地区計画制度の推進	■■■■■■■■■■	◎	○
	新規工業地の配置	■■■■■■■■■■	○	◎
交通	国道８号バイパスの整備	■■■■■	○	◎
	国道 305 号サイクリングロードの整備促進	■■■■■■■■■■	○	◎
	(都)金津三国線の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
	(市)滝高塚線、(市)金津芦原線の整備	■■■■■■■■■■	◎	◎
	(県)トリムパークかなづ線の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
	ＪＲ芦原温泉駅西口・東口広場の整備	■■■■■	○	◎
	ＪＲ芦原温泉駅西口・東口アクセス道路の整備	■■■■■	○	◎
	(都)西環状線の見直し	■■■■■■■■■■	○	◎
	自転車交通ネットワークの設定	■■■■■■■■■■	◎	◎
	デマンド交通の利便性向上	■■■■■■■■■■	◎	◎
	駐車場、駐輪場の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
緑地公園	都市計画公園の整備	■■■■■■■■■■	◎	◎
	河川公園や親水空間の整備	■■■■■■■■■■	◎	◎
	市民農園や観光農園の設置促進	■■■■■■■■■■	◎	◎
景観	景観計画、景観条例の適正な運用	■■■■■■■■■■	◎	◎
	建築協定や景観協定の支援	■■■■■■■■■■	◎	○
	北陸街道や歴史的建造物の保全と活用	■■■■■■■■■■	◎	◎
	サイン、案内板の設置	■■■■■■■■■■	○	◎
	市民主体の景観形成活動の推進	■■■■■■■■■■	◎	○
河川 下水道	河川改修の推進	■■■■■■■■■■	○	◎
	公共下水道の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
	都市排水路や雨水幹線の整備	■■■■■■■■■■	○	◎

分野	推進施策	整備時期 短期 ⟶ 継続	協働イメージ 市民	行政
防災	避難施設、避難場所の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
	避難路の整備	■■■■■■■■■■	○	◎
	建築物の耐震化、不燃化の促進	■■■■■■■■■■	◎	○
	公園・緑地など防災空間の確保	■■■■■■■■■■	○	◎
	応急仮設住宅建設候補地の選定	■■■■■■■■■■	◎	◎
市街地整備(芦原)	中心市街地活性化に向けた各種施策の展開	■■■■■■■■■■	◎	◎
	日常生活機能、観光機能の導入	■■■■■■■■■■	◎	◎
	空き地、空き店舗対策	■■■■■■■■■■	◎	○
	歩行者軸の設定、歩行者空間の整備	■■■■■	◎	◎
	あわら温泉湯のまち広場の有効活用	■■■■■	◎	◎
市街地整備（金津）	新幹線駅開設を踏まえたJR芦原温泉駅周辺整備	■■■■■	◎	◎
	日常生活機能、新規機能の導入	■■■■■■■■■■	◎	◎
	空き地、空き店舗対策	■■■■■■■■■■	◎	○
	大規模空閑地の有効活用	■■■■■	◎	◎
	歩行者軸の設定、歩行者空間の整備	■■■■■	◎	◎
	北陸街道や歴史的建造物の保全と活用	■■■■■■■■■■	◎	◎
	竹田川を生かした親水空間づくり	■■■■■■■■■■	◎	◎
まちづくり	市民と行政の協働による計画策定、実施	■■■■■■■■■■	◎	◎
	まちづくり組織の育成	■■■■■■■■■■	◎	○
	市民主体のまちづくり活動への支援	■■■■■■■■■■	◎	○
	持続的なタウンマネジメント体制の推進	■■■■■■■■■■	◎	◎

重要度
恒常的 ■■■■■■■■■■ 重点的

整備時期
■■■ 短期（３年以内）
■■■■■ 中期（３～５年）
■■■■■■■■■■ 長期、継続（５～10 年以上）

市民と行政の協働イメージ
◎ ◎ 市民と行政が協働で取り組むもの
◎ ○ 市民が主体的・自主的に取り組むもの、行政が支援するもの
○ ◎ 行政の計画や事業に対して、積極的に参加・協力していくもの

資　料　編

1）改定の経緯

月	日	改定の経過	摘　　要
2015 年	11 月 27 日 ～ 12 月 18 日	郵送による市民アンケート	20 歳以上 2,000 人対象 回収率：38.9%
2016 年	1 月 19 日	庁内ワーキング会議	改定趣旨の説明
	2 月 24 日	庁内ワーキング会議	市民アンケート結果報告 まちづくりの課題
	2 月 29 日	都市計画審議会中間報告	市民アンケート結果報告 まちづくりの課題
	8 月～9 月	関係各課意見照会	計画書素案に対する意見照会
	9 月 16 日	土地対策委員会	計画書素案に対する意見の集約
	11 月 24 日	土地対策委員会	計画書改定案について
	11 月 28 日	都市計画審議会中間報告	計画書改定案について
2017 年	1 月 23 日 ～ 2 月 10 日	パブリックコメント	計画書改定案について
	2 月 28 日	都市計画審議会	パブリックコメント結果報告 計画書改定案について

２）用語解説

あ行

オープンガーデン化

個人所有の庭を一般に公開し、花木を愛でる楽しみを訪問者と分かち合いながら育んでいく緑化。個人的なガーデニングの楽しみと同時に「地域の景観への貢献」という意識の高まりも見られ、各地で展開されている。

オープンスペース

建物で覆われないまちのゆとり空間のこと。

か行

景観緑三法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。景観法は基本理念等を定めた基本法であるとともに、良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を定めている。景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて、景観緑三法と呼ぶ。

コーホート要因法

ある年齢層のかたまりごとに、すでに生存している人口については生残率の仮定（将来生命表）を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法。人口統計学の基本となっており、人口の将来の規模と年齢構成を既定する基本条件を踏まえての推計であるという点で信頼が置ける。

コミュニティガーデン

街角の小広場や空き地を使って、住民みんなで協働してつくりあげる共有の庭のこと。単に個人が花や野菜づくりを楽しむ場ではなく、コミュニティの絆づくり、地域らしさの創出、エコロジーへの関心の高まりなど新しい楽しみや効果があるものとして大切にしていこうという動きが広まっている。

コミュニティスクール

地域特性を生かしながら、家庭、地域が小・中学校の運営に主体的に参画し、地域における開かれた学校づくりを目指す事業。

コミュニティ道路

歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路。車道を蛇行させたり、歩道を広げ植栽やモニュメントを設ける。

コミュニティバス

従来のように駅と地域を結ぶだけでなく、公共・商業・文化施設の集積する地区と市内各地域の移動を担うバスサービス手段。

コンパクトなまち（コンパクトシティ）

少子高齢化、財政の硬直、環境問題等をふまえ、郊外開発を進めてきた右肩上がりの都市化社会から都市型社会への移行をめざし、商業、職場、住宅、学校、病院など様々な機能を都市の中心部にコンパクトに集中させることで都市の活力を保持する持続的なまちづくりのこと。

た行

タウンマネージャー

まちづくりの観点から、まち全体の整備・開発の方向と調和を図りつつ、中心市街地における商店街・商業集積のインフラ整備事業やイベント開催などのソフト事業、個々の店舗配置・業種構成などの管理について、その方向性を示すための戦略的な指導および助言、実践、管理運営を行う人材をいう。

直線回帰式

いくつかの時点にわたる時系列データをベースにその傾向を分析するもっとも基本となる手法で、これまでの傾向が今後とも一定で続いていくものとして推計する手法。過去のデータが直線的に増加（または減少）という傾向を示している場合に用いる。

な行

ＮＰＯ

Non-Profit Organization の略で民間非営利組織。ＮＰＯ法に基づき非営利団体が法人格を取得する場合、ＮＰＯ法人となり、任意団体に比べて社会的な信用が得られやすい。

は行

パークアンドライド・サイクルアンドライド

都市中心部の交通混雑や環境への影響を緩和するため、車や自転車を郊外の駐車場に止めて、鉄道やバスに乗り換えて都心に入る方式。車の場合をパークアンドライド、自転車の場合をサイクルアンドライドという。

フリンジパーク

都心中心部への車の流入を抑え、公共交通や徒歩で都心に入ることを促進するため、都心の縁辺部（フリンジ）に設置される駐車場をいう。

ま行

まちづくり三法

改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律。1998 年に制定され 2006 年に見直しが行われた。

モール化

歩行者空間の確保や歩行者と公共交通との共存を図ることによる魅力向上を目的としたもので、歩行者空間だけのフルモール、歩行者と公共交通が共存するトランジットモール、さらに一部車線を残したセミモールの３つのタイプがある。

最寄り商業

主に食料品・日用品・雑貨品など比較的消費者に低価格で販売される最寄り品を住居の近くにある店舗において扱う商業。

や行

ユニバーサルデザイン化

まちづくりや商品のデザインに関し、高齢者や障害者をはじめとして、誰でも利用しやすい普遍的なデザインを初めから取り入れておく考え方。

３）都市計画用語の解説

用途地域

住宅、業務・商業、工業などの都市活動の立地を直接的に規制するもので、12 の用途に分類され、各用途地域ごとに建築可能な建物の用途が指定されている。各用途地域では、建築物の用途規制とともに、建築基準法による容積率・建ぺい率の制限や斜線制限なども適用される。

地区計画

各地域の事情に応じた身近な街区レベルの都市計画で、まちの方向づけや道路・広場および建物などのルールを法的に定めた計画。関係権利者が検討し、市町村が都市計画で決める。

建築協定

地域の良好な環境を保全するため、土地所有者などが敷地の建物の位置、用途、構造、デザインなどの基準を定めたもの。関係権利者の全員の合意のもとに、建築基準法の全国一律の基準に上乗せする形で、地域の特性を踏まえた建築物に関する基準を定めるもの。

緑地協定

緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、地区の住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のこと。

広域幹線道路

主要幹線道路のうち、都市間を連絡する広域的な自動車専用道路などを総称していう。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市の出入りする交通および都市の住宅地、工業地、商業地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。都市計画道路体系では、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路に大別される。

補助幹線道路

道路網の中で幹線道路を補う道路。補助幹線道路は、幹線道路と区画道路を連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たす。

住区基幹公園

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。

街区公園

街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり 0.25ha を標準として配置する。

近隣公園

主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 2ha を標準として配置する。

地区公園

４近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とし、徒歩距離圏における運動、休養などのレクリエーションのために設けられる公園であるが、都市規模、人口密度などによっては、総合公園、運動公園の機能をもつ場合がある。1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。

総合公園

主として、一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市の規模に応じて 10～20ha を配置する。

都市景観

それぞれの都市がもつ風景、雰囲気、印象の総称。都市を画一化した景観ではなく、独自性をもった景観にしようというもの。

避難路

避難地またはそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地または緑道を配置したもの。

福井県 あわら市

改定 あわら市都市計画マスタープラン

発 行　平成２９年３月発行
福井県あわら市

編 集　あわら市 土木部 建設課
〒919-0692　福井県あわら市市姫三丁目１－１
TEL 0776-73-1221(代)
URL http://www.city.awara.lg.jp/